

資料でたどる韓国の親環境農業政策

—— UR 農業合意後の展開——

平成14年5月

農林水産政策研究所 地域振興政策部

資料でたどる韓国の親環境農業政策

— U R 農業合意後の展開 —

足立 恭一郎

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. はじめに | (3) 水田農業直接支払制度 |
| 2. 親環境農業育成のための諸政策 | 1) 制度導入の背景・論拠・法的根拠 |
| (1) 親環境農業育成法 | 2) 制度の概要 |
| (2) 親環境農業直接支払制度 | (4) その他の施策 |
| 1) 制度導入の背景と論拠 | 3. 親環境農産物の生産・流通 |
| 2) 制度の法的根拠 | (1) 親環境農産物の生産 |
| 3) 制度の概要 | (2) 親環境農産物の流通 |
| | 4. むすび |

1. はじめに

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ以降、韓国の農政基調は環境を重視する方向へとシフトした。その傾向は 1997 年末の経済危機と 1998 年 2 月の文民政府（金泳三大統領）から国民政府（金大中大統領）への政権交代に伴ってさらに顕著になっている。

韓国農政のこのような基調変容に関心を寄せる人や組織は少なくない。

内外の農業事情について情報交換していた研究者仲間から、韓国農政の動向調査を依頼されたのは 4 年ほど前であった。北米や EU 諸国における有機農業等（環境保全型農業、持続型農業）に関する情報は数多く入手できるが、韓国については地理的に最も近い隣国にもかかわらず“ハングルの壁”があり、当時、断片的な情報しか入手できなかったからである。

こうした情報不足の状況は、今日においてもさほど変わってはいない。

本稿の目的は、UR 農業合意後から今日までに公表された韓国の主要な法律・制度・施策を

翻訳し、需用者に提供することにある。

ハングルに初対面してから日が浅いために誤訳など、筆者の能力不足に起因する欠陥があるかも知れないが、本稿が韓国農政の近年の基調変容や親環境農業政策の展開状況などに関心を有する方々の参考になれば幸いである。

2. 親環境農業育成のための諸政策

上に述べたように、UR 農業合意の受入れ以降、韓国農政の基調はそれまでの単線的な「近代農業路線」から、親環境農業の育成に韓国農業の活路を求める「親環境農業路線」へと大きくシフトした。

以下、その内容を表 1 に示したような UR 合意後に策定・施行された主要な法律及び制度に基づいて、具体的に見ていきたい。

(1) 親環境農業育成法

周知のように、韓国では 1997 年 12 月 13 日に「環境農業育成法」（旧法）を制定し、翌 98 年を「親環境農業元年の年」と位置づけて、

同年12月14日から施行している。

ここにいう親環境農業とは、同法第2条の定義によれば、「農薬安全使用基準を遵守し、作物別施肥基準量を遵守し、適切な家畜飼料添加剤など化学資材の使用を適正水準に維持し、畜産糞尿の適切な処理及び再利用等を通じて環境を保全し、安全な農畜林産物を生産する農業」である。

農林部では、これをより具体的に次のように解説している。

「親環境農業は単に自然農法又は有機農業のみを指すものではなく、化学物質である肥料や農薬の使用を最小化しながら、病虫害総合管理（IPM：Integrated Pest Management）、作物養分総合管理（INM：Integrated Nutrient Management）、天敵と生物学的技術の統合利用など最先端農業技術を利用し、輪作・間作・豆科作物栽培などによって土の生命力を培養すると同時に農業環境を保全する、あらゆる形態の農業を包含する概念である。」²⁾

要するに、親環境農業とは、日本で「環境保全型農業」「持続性の高い農業生産方式」と呼ばれるものと同義の農業であり、その英訳は Environmentally Friendly Agriculture、法律名（親環境農業育成法）は Sustainable Agriculture Promotion Act となっている³⁾。

環境農業育成法（旧法）は2001年1月26日に「親環境農業育成法」と改称され、稿末の**資料1**に示したように、虚偽又は不正な方法によって親環境農産物の認証を受けたり、虚偽の表示を行ったり、非認証農産物であることを知りながら販売又は販売目的で保管・運搬・陳列した場合には「3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金」（1ウォンは約0.1円）に処せられるなど、旧法の罰則規定（「1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金」）よりも格段に厳しくなっている。改正法による新しい罰則規定は2001年7月1日から適用されるが、罰則が強化される反面、後述するように、

親環境農業の発展のための技術開発、親環境農業モデル団地の育成、親環境農業の生産・流通の活性化及び消費促進など、親環境農業を育成・支援するための諸施策が更に強化されることになっている。

ちなみに、改正JAS法（1999年7月）に基づいて有機食品認証制度が導入された日本では、有機JASマークの不正使用に対する罰則は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっている⁴⁾。

（2）親環境農業直接支払制度

1）制度導入の背景と論拠

親環境農業直接支払制度の導入背景、論拠、経過などについては、1999年に刊行された農林部資料『親環境農業育成政策』に詳しく記されている。以下、これに拠って紹介したい。

まず、直接支払制度の導入背景について、農林部は「UR農業交渉の妥結により、従来の価格支持及び輸出補助金などの政策を縮小せざるを得なくなった。…具体的には、WTO体制下で許容される「緑」の政策、すなわち生産（市場）にリンクしない直接所得補償等に政策を転換させなければならない。…この点に関し、アメリカ政府は1996年農業法を改正して『生産弾力契約（Product Flexibility Contract Payment）』⁵⁾を導入し、契約農民に対して定額直接支払を実施している」と解説。次いで、生産者への直接支払の論拠を「生産農民が営農行為を環境親和的に行うことによって生じる各種環境効果は、大部分が国家と社会、非農民に帰属し、享受されている」こと、すなわち経済学という「市場の失敗」に求め、負担の公平性の観点から外部経済の供給者である生産者への直接支払の正当性を主張している。——条件不利地域（Less-Favoured Areas）との制限付きながら、EU（欧州連合）ではEC（欧州共同体）と呼ばれていた1975年から共通農業政策として直接支払を導入しているが、韓国ほど明

示的に経済学的論拠を強調していないように思われる。

2) 制度の法的根拠

そのような背景と論拠に基づいて韓国政府は法令を整備し、1999 年度から親環境農業実践者に対して直接支払を行っている。制度の具体的な内容は次項で紹介することにして、ここでは制度の法的根拠について考察したい。

1997 年 12 月に環境農業育成法（旧法）が制定され、1999 年度から直接支払制度が導入されているため、我々はしばしば「親環境農業育成法に基づく直接支払制度」と表現する。しかし、厳密には「親環境農業直接支払制度は世界貿易機関協定の履行に関する特別法、農産物の生産者のための直接支払制度施行規程及び親環境農業育成法に基づいて導入された」と表現しなければならない。——簡略表現は便法であることに注意されたい。

すなわち、親環境農業直接支払制度の直接的法的根拠は 1997 年 2 月に公布された「農産物の生産者のための直接支払制度施行規程」（大統領令第 15265 号：資料 2）にあり、さらに同施行規定は 1995 年 1 月に制定された「世界貿易機関協定の履行に関する特別法」第 11 条第 2 項の規定（資料 3）に基づいて制定されている。

内容の詳細は稿末の資料類を参照して頂きたいが、親環境農業直接支払制度に関わる旧法を含むこれら 3 法令の関連箇所を抜き出せば以下のとおりである。

- i) 特別法は①「（WTO）協定の履行により発生する被害を最小化する」ことを目的に制定された（第 1 条）。
②「政府は協定発効後、可及的速やかに農林水産業の生産者を保護するために、協定が許容する次の各号の支援措置を講じなければならない」（第 11 条第 2 項）。
③第 11 条第 2 項第 3 号には「土壌等環境保全のための有機農業、限界地農業に対する補

助」が明記されている。

- ii) 施行規程は①「…特別法第 11 条第 2 項の規定による農産物の生産者のための所得補償等、各種支援制度（以下「直接支払制度」という）を…施行するために必要な事項を規定すること」を目的に制定された（第 1 条）。
②「農林部長官は農産物生産者の所得安定のために直接、所得補助金を支給する直接支払制度を施行する」（第 3 条第 1 項）。
③「第 1 項の規定による直接支払制度は経営移譲直接支払制度と、親環境農業直接支払制度に区分される」（第 3 条第 2 項）。
iii) 育成法は①「農業の環境保全機能を増大させ、農業に起因する環境汚染を削減し、親環境農業を实践する農業者を育成し、もって持続可能で環境親和的な農業を追求する」ことを目的に制定された（第 1 条）。
②「親環境農業とは、農薬安全使用基準を遵守し、…環境を保全し、安全な農畜林産物を生産する農業をいう」（第 2 条第 1 項）。
③「国家は、親環境農業に係る基本計画及び政策を制定し、地方自治体及び農業者等の自発的参加の促進等、親環境農業振興のための総合的施策を推進しなければならない」（第 3 条）。
④「農林部長官又は地方自治体の長は、予算の範囲内で親環境農産物の生産者、生産者団体及び流通業者に対して、施設設置資金など必要な支援を行うことができる」（第 19 条第 1 項）。

ちなみに、これら 3 法令はすべて金泳三前政権において制定されたものである。日本ではあまり言及されないが、親環境農業路線への農政基調の転換を図るための法的整備がすでに前政権においてなされていたことを認識する必要がある。——参考までに付言すれば、別稿⁶⁾で指摘したように、金泳三前政権の下で韓国農政史上初の「学者」農林部長官に任命された許信行氏が韓国農政に環境農業の視点をはじめて導

入し、「学者」秘書官として大統領府の初代農林水産主席に登用された崔洋夫氏が環境農業育成法（旧法）など法的基盤整備を行い、そして金大中現政権の下で史上2人目の「学者」農林部長官になった金成勳氏が親環境農業直接支払制度を導入したのである。

その後、1999年2月に「農業・農村基本法」（2000年1月施行：資料4）が制定され、新千年紀に向かう韓国の「農業・農村の展開方向と国家の政策方向に関する基本事項」（同法第1条）の総体が示された。

ちなみに、第39条に「農業者に対する所得支援」を明記し、①零細農に対する支援、②土壌など環境の保全のための支援、③農業災害に対する支援、④農業経営の規模拡大など構造調整のための支援、⑤条件不利地域に対する支援、⑥その他農業生産に直接関連しない所得補助などを必要に応じて講じることになっている。

日本でも1999年7月に「食料・農業・農村基本法」が制定され、第35条第1項に中山間地域等における「農業の生産条件に関する不利を補正するための支援」を行うことが規定されているが、資料5に見るように、韓国の新基本法における「農業者に対する所得支援」の対象は日本のそれより広範囲に亘っている。

3) 制度の概要

親環境農業直接支払制度の概要は表2のようになっている。

すなわち、同制度は、農林部が選定した「環境規制地域」（上水源保護区域や自然公園地域など10,572ha）において、親環境農業を実施する生産組織（5戸以上で組織。対象作物はコメ、野菜、果樹、畜産物及び林産物を除くその他の食用農産物）に対し、1農家当たり5haを上限として、1ha当たり最高52万4,000ウォンを3年間支給するもので、支給額は「残留農薬検査と土壌化学分析検査の双方をパスした場合は100%、どちらか片方の場合は50%」となっている。

農林部は第1期（1999～2001年度）事業地区として、「ソウル市をはじめ1,500万人首都圏住民の生命線である上水源を農薬・化学肥料等による汚染から守る」ことを理由にパルタン・デチョン・漢江水系特別地域を選定。年間事業予算は57億3,100万ウォンで、第1期事業が2001年度で終了するため、農林部はいま第2期（2002～2004年度）事業の実施方法等の検討を行っている⁷⁾。

参考までに、直接支払を含む親環境農業関連予算の年度別推移を示せば、表3のとおりである。農林部が所管する2000年度の農業予算約7兆3000億ウォンに占める親環境農業直接支払の割合は約0.08%であり、日本の農業予算規模（平均約3兆円）に換算すると約24億円に相当する⁸⁾。

注2) 韓国農林部『親環境農業育成政策』1999年、11ページ。

3) 韓国の親環境農業、日本の環境保全型農業及び持続性の高い農業生産方式には、それぞれ最上位の農法として有機農業（無農薬・無化学肥料栽培）が位置づけられている。

4) 罰則を伴う本格的な運用は2001年4月からなされている。

5) 今村奈良臣ほか著『WTO体制下の食料農業戦略』（農文協、1997年、84ページ）によれば、「生産弾力契約」とは①1991年から95年の間に一度でも「生産調整一価格支持・不足払い支給制度」に参加したことのある農民が農務長官との間で契約（7年間）を結び、②契約面積を農地として用いること、保全遵守義務を守ることが条件に、契約面積に応じた直接所得補償を受けるというものである。——但し、この場合、7年間の当該予算総額（約356億2,600万ドル）が定められており、年度毎の予算は経年的に通減する。

6) 詳しくは拙稿「親環境農業路線に向かう 韓国農政—農林部長官・大統領首席インタビューから—」(『農林政策研究』2号, 2002年〇月, 近刊) 参照。

7) 脱稿後に入手した農林部資料「2002年度農林事業施行指針書」によれば, 親環境農業直接支払制度は2002年度から次のように変更されている。

①対象農家: 有機, 転換期有機, 無農薬農産物認証を受けた全国の農家を優先対象とし, 事業量に余裕がある場合は, 環境規制地域内において低農薬農産物認証を受けた農家を次点対象とする。但し, 経営規模が1,000m²未満または農産物年間販売額100万ウォン未満の農家, 水耕栽培・きのこ栽培農家は除外する。

②支給額: 52万4,000ウォン/ha

③事業規模: 5,731ha, 30億300万ウォン

8) 農林部が2001年4月, 第220回臨時国会に提出した資料によれば, 2000年度の親環境農業直接支払, 水田農業直接支払, 経営移譲直接支払の合計金額は2,221億ウォンとなっている。この金額は, 農林部所管農業予算の約3%を占め, 日本の農業予算規模に換算すると, ほぼ900億円に相当する。

(3) 水田農業直接支払制度

本稿の冒頭に, UR農業合意の受け入れ以降, 韓国農政の基調が親環境農業路線にシフトしたと書いたが, 2001年度から導入された水田農業への直接支払制度はその適例である。先に紹介した親環境農業直接支払制度の対象面積は農林部が指定した環境規制地域内の1万ha程度の農地(事業予算規模: 約57億ウォン)だが, 水田農業直接支払制度の場合は韓国全土の灌漑水田約89万ha(事業予算規模: 約2,100億ウォン)が対象になっており, 時間の経過とともに韓国農政はますます親環境農業路線への基

軸転換姿勢を明確にしている。

1) 制度導入の背景・論拠・法的根拠

農林部は水田農業に直接支払制度を導入した背景, 論拠及び法的根拠について, 以下のように解説している⁹⁾。

①水田は「民族の食糧倉庫」であり, 民族生存の基盤である。水田は完全な形で子孫に継承すべき貴重な国家資産である。

②稲作所得は農家所得の23%, 農業所得の54%を占めており, また, 水田は洪水防止・水源涵養・土壌保全・汚水浄化・大気浄化など多様な公益的機能を有し, その価値は年間約8兆~13兆ウォンに達すると推計されている(ちなみに, 韓国の年間コメ生産額は約10兆ウォン)。

③民族の食糧倉庫である水田と生産者の所得維持のため, 政府はこれまで価格支持を中心とした政策支援を行ってきた。しかしWTO体制下において, 価格支持政策の継続は困難が予想されるため, WTO協定で許容されうる新しい所得支持(「緑」の政策)の導入を考える必要がある。

④「緑」の政策との整合性をとるため, 「水田としての機能を維持し, かつ当該水田において親環境的営農を実践する」など生産中立的要件を賦課する。

⑤根拠法: 「世界貿易機関協定の履行に関する特別法」第11条, 「農業・農村基本法」第39条。

2) 制度の概要

水田農業直接支払制度の詳細については稿末の資料6を参照願いたい, 概要を紹介すれば以下のとおりである¹⁰⁾。

①目的: WTO農業協定における基本的な許容政策である直接支払制度を水田農業に導入することによって農家所得の安定を図り, 洪水防止・景観維持など水田の持つ公益的機能を保全し, 肥料・農薬の適正使用など親環境的営農の普及を誘導し, もって国土環境保全及

び安全な農産物の生産を奨励することを目的とする。

②対象：過去3年間（1998～2000年）水田農業に利用され、2001年度も継続して水田農業を行う農地。水田農業とは「水田の形状及び機能を維持する農地（湛水農地）」において稲、水セリ、い草、レンコンなどを栽培することをいう。

③要件：水田の形状及び機能を維持し、かつ親環境的営農を実践すること。親環境的営農とは肥料・農薬の適正使用を指し、肥料の使用は土壌検査及び施肥指針に基づく適正施肥量に従うこと、農薬の使用は農薬安全使用基準を遵守することをいう。——申請者は土壌検査及び農産物残留農薬検査を行い、検査機関の判定を受けなければならない。

④支給額：1ha 当たり

- ・農業振興地域内の水田 25 万ウォン
- ・農業振興地域外の水田 20 万ウォン
- ・支給上限：2ha／戸
- ・0.1ha 未満の経営、株式会社形態の農業法人、親環境農業直接支払制度の対象地域内の水田は対象外。

⑤総事業費：2,105 億ウォン（2001 年度）

（４）その他の施策

親環境農業育成政策を代表するものは、上に紹介した親環境農業直接支払制度と水田農業直接支払制度だが、韓国ではその他にも多様な事業を展開し、「2004 年までに農薬・化学肥料を対 1998 年比で 30%削減。2002 年までに親環境農産物の生産シェアを 3%に拡大」することを目的に、親環境農業の育成を図ろうとしている。数値目標は、現在では「2005 年までに農薬・化学肥料の使用量を 30%削減。親環境農産物の生産シェアを 5%に拡大」することに改められているが、数値目標の明示は同政策にかける農林部の意気込みを表しているように思われる。

ちなみに、農林部によれば「2000 年末の親環境農産物の生産量は約 30 万トンで農産物全体の約 1.5%にすぎないが、1998 年末のシェアが 0.8%であったことを考えれば、育成効果は徐々に上がっている」という。

2000 年度及び 2001 年度の親環境農業育成政策を整理し、資料 7 として稿末に掲げておいたが、韓国では IPM（病害虫総合管理）による農薬の使用削減、INM（作物養分総合管理）による化学肥料の使用削減、土壌改良事業、水田客土事業、冬季緑野育成事業、夏季堆肥増産運動、家畜糞尿資源化事業、親環境農業試験村（モデル村）の設置、親環境農業地区及び家族農業団地造成事業、親環境農産物認証制度、親環境農産物流通活性化事業、親環境農業標準技術体系の確立及び普及事業、環境親和的民間農法への支援、「農・消・政」協力事業の拡大による親環境農業実践農家と消費者との共感形成など、多様な事業や運動を展開して先の二様の直接支払制度を補完し、政策の実効性を高めようとしている。

本稿では個々の施策の詳細には立ち入らないが、筆者が関心をもった事業の一例として「農薬安全使用基準遵守教育」（研修事業）について簡単に触れておきたい。

これは「IPM による農薬の使用削減」施策の一環として行われており、1999 年度は 64 万 3,000 人が受講している。農林部は 2000 年度以降、毎年 70 万人規模の研修事業を継続して行う計画を立てている（韓国の農家戸数は 140 万戸弱）。

これだけ見ると「官」が「民」に対して研修を行うような印象を受けるが、先の農林部『親環境農業育成政策』（p.71）によれば、IPM・INM実践普及教育事業の対象は「農民及び関係公務員」（予算支援：2 億ウォン、1999 年）となっており、国や地方自治体の担当職員、農協の営農指導担当職員なども当該事業の対象とされている。具体的には、農林部が「環境農

業団体連合会、韓国有機農業協会、韓国自然農業協会、正農会等の民間団体に対して環境農業関連専門教育のための教育費（研修受講料等）の一部を補助し、民間の親環境農業実践団体等の協力を得て行っている¹¹⁾。

資料7として示した2000年度及び2002年度の親環境農業育成政策には「今後の重点推進計画」として「農業者、生産団体等の先駆的な親環境農業の実践を汎国民的運動として発展・拡大させるため、政府は行政及び予算面においてそれらを支援する」ことが掲げられているが、その内容の一端は上述のようなものである。官民の連携によって韓国農業を親環境農業に転換させようとする農林部の意思が窺えて、興味深い。

注9) <http://www.maf.go.kr/html/issue/issue10.htm>, <http://www2.rda.go.kr/rural/sp02> 参照。

10) 脱稿後に入手した農林部資料によれば、水田農業直接支払制度は2002年度から次のように変更されている。

①対象の拡大：湛水義務を解除し、水田における食用作物（豆類、トウモロコシ、野菜類）や薬用作物、飼料作物などの栽培も対象とする。但し、施設栽培及び果樹は対象外。

②支給要件の追加：親環境営農教育の履修及び営農記帳の実践（任意→義務化）。

③支給額の増額：1ha当たり
農業振興地域内の水田 50万ウォン
農業振興地域外の水田 40万ウォン

④総事業費：3,929億ウォン（2002年度）

11) 韓国有機農業協会の鄭眞永・副会長が2001年12月13日のBioFach JAPANにおいて行ったセッション報告によれば、「農民を対象にした3日間の研修の場合、日本円に換算して7,000円の費用がかかる。しかし、そのうち政府が3,000円、農協中央

会が1,000円をそれぞれ補助し、農民の自己負担は3,000円」だという。7,000円は同協会など、研修を行った親環境農業実践団体の事業粗収入となる。

また、農林部ではこれとは別に5級以上の中堅幹部職員200名を対象に「営農体験研鑽会」を開催し、研鑽会で得た現場感覚を政策立案に生かそうとしている。

研鑽会は「次官以下局長・課長等と共に昼は農作業を体験し、夜は農政の発展方向について討論し、…食べ物を提供する生命産業、自然を守る環境産業としての農業の公益的価値ならびに農業労働の大変さ、韓国農業が置かれた厳しい現状などを再認識する契機と為す」ことを目的に各回40名ずつ1泊2日の日程で計5回行われ、2001年度は7月23日から8月2日まで京畿道驪州（ヨヂュ）郡の驪州自営農業高等学校で開催された（農林部「報道資料」2001年7月21日付）。

3. 親環境農産物の生産・流通

以上、UR合意後に策定・施行された主要な法律及び制度について概観した。

次の課題は、当然のことながら、政策評価であろう。如何に立派な法律や制度を制定・導入しても適切に運用されなければ、それらは単なる画餅にすぎない。この問題については、次稿において詳しく検証する予定だが、それに先立ち本稿では以下、参考までに、韓国における親環境農産物の生産・流通の現況を簡単に紹介しておきたい。

（1）親環境農産物の生産

韓国における親環境農産物の生産状況は表4及び表5のようになっている。

表4は、国立農産物品質管理院¹²⁾が行ってきた親環境農産物の範疇に属する農産物の年度別認証実績を示したものである。

親環境農産物の表示にはこれまで、環境農業育成法（旧法）に基づく「表示申告制度」と、農水産物品質管理法（旧法）に基づく「品質認証制度」が併存していたために両者の区別が理解しづらく、消費者を混乱させていた。この点を改善するため、農林部は法律を改正し、2001年7月1日から「親環境農産物のうち①有機農産物、②転換期有機農産物、③無農薬農産物、④低農薬農産物については『親環境農業育成法（新法）による親環境農産物認証』、⑤一般親環境農産物については『農産物品質管理法（新法）による農産物品質認証』を行う」ことにした。表4は改正された表示制度に基づいて、国立農産物品質管理院が公表した最初の統計データである。

表4では⑤の一般親環境農産物は「品質認証農産物」と記されている。その認証条件は、農薬・化学肥料の使用に関していえば、「農薬管理法第23条の規定による農薬安全使用基準の遵守、及び、農村振興庁長が推奨する作物別標準施肥量に基づいて市長・郡守又は農業技術センター所長が栽培圃場別に奨励する推奨施肥量を遵守すること」となっている。

その他の農産物については、次のように規定されている。

- ①有機農産物：有機合成農薬及び化学肥料を一切使用しない有機栽培を3年以上実施した圃場で生産された農産物。
- ②転換期有機農産物：有機栽培を1年以上3年未満実施した圃場で生産された農産物。
- ③無農薬農産物：生育期間中、有機合成農薬を一切使用せず、化学肥料を圃場別推奨施肥量の3分の1以下に制限して生産された農産物。
- ④低農薬農産物：生育期間中、有機合成農薬を農薬安全使用基準が定める散布回数の2分の1以下、化学肥料を圃場別推奨施肥量の2分の1以下に制限して生産された農産物。但し、有機合成農薬のうち、除草剤は

使用してはならない（果樹は2003年6月末まで使用可能）。

認証は国立農産物品質管理院が担当し¹³⁾、違反者に対しては既に述べたように「3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金」が科せられる。

さて、表4によれば、2001年度の親環境農産物（①有機＋②転換期有機＋③無農薬＋④低農薬＋⑤品質認証）の認証農家数および農産物出荷量はそれぞれ4万7,750戸（全農家の約3.4%）、29万4,343トンであり、低農薬水準以上の農産物は4,762戸（全農家の約0.3%）、8万8,056トンと少量にとどまっている。

これに対して、表5は農林部が行った「2000年農業総調査」（農業センサス）における親環境農業実践農家数を示したものである。

一見して明らかなように、親環境農業（①有機＋②無農薬＋③低農薬）の実践農家数は6万275戸（全農家の約4.4%）もあり、表4の数値と10倍以上の乖離がある。

考えられる理由は、表4は認証されたものの数値であり、表5は農家の自己申告の数値だからであろう。そのことを確認するために示したのが表4【参考①】の「2001年6月末現在の認証申請数」である。2万4,486戸が認証申請し、4,762戸が認証されているから、申請の認証率は約19%。すなわち、5戸のうち4戸が不認証となっている。

このほか、日本の「産消提携」すなわち「生産者と消費者の顔と暮らしの見える関係を基盤にした産直・共同購入」の形態をとる農家、親戚・知人・地域内消費者への販売などが中心の零細家族農など、品質認証の申請そのものに対するインセンティブの低い農家が少なくないこと等を考慮すれば、品質認証基準との厳密な整合性はともかく、自らの農業を有機栽培、低農薬栽培だと考えている農家が相当数存在していると思われる。——断定するには検証が必要だが、さしあたり本稿では「①有機＋②無農薬＋

③低農薬」に限定した親環境農産物“認証”農家は全農家の約 0.3%，“自称”農家は4%ほど存在していると捉えておきたい。

(2) 親環境農産物の流通

図1は、これまでに入手した資料に基づいて、韓国における親環境農産物の流通経路および流通シェア¹⁴⁾を示したものである。

韓国農村経済研究院が調査した 1999 年時点では農協系列への出荷は僅か 14%だが、「販路整備なき生産振興政策は失敗する」と考える金成勳農林部長官（当時、在任期間：1998 年 3 月 3 日から 2000 年 8 月 7 日）の強い指導力の下で、①韓国農協中央会が全面協力して農産物総合流通センター（ハナロ・クラブ：24 時間・年中無休）及び農協店舗（ハナロ・マート：全国に約 350 店舗）に「親環境農産物コーナー」を常設し、また、②農林部が 2004 年までに農産物総合流通センターを 24 ヲ所（2001 年 7 月現在では 3 ヲ所：補助率 80%）に増やす計画を立てていることなどを考慮すれば、今後、農協系列を通じた出荷割合は増加するものと思われる。

日本の場合、生産量や流通シェア等について信頼できるデータがなく、適切な比較はできないが、筆者の知見に基づいて整理した有機農産物の流通ルートの定性的な経時的変遷を参考までに図2に紹介しておく。――周知のように 1999 年 7 月に J A S 法が改正され、有機食品の認証制度が導入されることになった。同制度は移行調整期間を経て、2001 年 4 月から罰則を伴う本格運用がなされているが、農水省の発表によれば 2002 年 1 月 25 日現在、3,290 戸の農家が有機認証を受けている。

他方、農水省統計情報部「2000 年世界農林業センサス調査結果」によれば、2000 年 2 月 1 日現在、販売農家 233 万 6,908 戸のうち「環境保全型農業に取り組んでいる」農家は 50 万 1,556 戸（21.5%）、そのうち農薬を「使用し

ない」農家は 2 万 6,789 戸（1.1%）、農薬の投入回数を「地域慣行の半分以下」に抑制している農家は 33 万 7,715 戸（14.5%）となっている（カッコ内は販売農家に対する割合）。

センサス調査の結果表からは農薬・化学肥料ともに使用しない農家の数は分からないが、仮に農薬を「使用しない」農家を有機農業に取り組む農家とラフに見做せば、“自称”有機農家は“認証”有機農家の約 8 倍存在していることになる。

注 12) 国立農産物品質管理院は国立農産物検査所と農業統計事務所を統合して 1999 年 7 月 1 日に発足した国の機関。米麦買入検査、農林畜産物の規格出荷指導・安全性調査・品質認証、原産地表示・GMO 表示管理、親環境農産物品質認証、飼料検査及び農業情報統計調査等を総合的に所掌する。

13) 「（社）フクサルリム」（土を生かす）という名称の親環境農業団体が厳しい選定基準をクリアし、2002 年 1 月 31 日に親環境農産物の品質認証機関（第 1 号）として指定された。今後は国（国立農産物品質管理院）とこれら民間の品質認証機関が親環境農産物の品質認証事業を分担することになる。

14) 流通シェアの数値は韓国農村経済研究院『親環境農産物の流通改善方法』（研究報告 R404, 1999 年 12 月, 12 ページ）に掲載されたものを使用した。現在では変わっている可能性があるが、一応の目安として示した。

4. むすび

最後に、農家に対する「親環境農業直接支払額」及び「水田農業直接支払額」が、該当農家の「農業所得」及び「農家経済余剰」に占める割合をそれぞれ推計し、本稿を締め括りたい。

図3は 2000 年度の農業所得及び農家経済余

剰の数値を用いて、「韓国の平均的な農家がその耕地 1.37ha（もしくは水田 0.83ha）のすべてにおいて親環境農業を実践した場合」を仮定し、「当該農家が受け取る二様の直接支払額が農業所得及び農家経済余剰に占める割合」を推計したものである。

【ケース①】農家の耕地が環境規制地域内にあり、かつ、当該農家が親環境農業を実践する場合、親環境農業直接支払受給額は「平均耕地面積（1.37ha）×52 万 4,000 ウォン」で求められ、農業所得に占める割合は 6.6%，農家経済余剰に占める割合は 16.5%となる。

【ケース②】農家の水田が農業振興地域内にあり、かつ、当該農家が親環境農業を実践する場合、水田農業直接支払受給額は「平均水田面積（0.83ha）×25 万ウォン」で求められ、農業所得に占める割合は 1.9%，農家経済余剰に占める割合は 4.8%となる。

【ケース③】農家の水田が農業振興地域外にあり、かつ、当該農家が親環境農業を実践する場合、水田農業直接支払受給額は「平均水田面積（0.83ha）×20 万ウォン」で求められ、農

業所得に占める割合は 1.5%，農家経済余剰に占める割合は 3.8%となる。

これら二様の直接支払制度が農家経済に及ぼす影響評価を適正に行うには、親環境農業の実践に係る経営指標（生産コスト、収量など）や流通指標（価格プレミアム、輸入親環境農産物との競合など）を分析しなければならないが、それは次稿の課題とし、本稿では「日本円換算で 1 ha 当たり僅か 5 万円強（親環境農業直接支払い）、或いは 2～2 万 5,000 円程度（水田農業直接支払い）ではあっても、農業所得 109 万円、農家経済余剰 44 万円程度の韓国の平均的農家にとって有意義な“ボーナス”になり得る可能性が大きい」ことを指摘しておきたい。

* * * * *

大統領制をとる韓国では政権交代により農政自体も大きく変わるため、現行の親環境農業路線がいつまで続くか予断を許さない。しかし、もし、次期政権においても同路線が継承されるなら、韓国は東アジアにおける「親環境農業先進国」の地歩を占めるに違いない。それを期待しつつ、韓国農政の今後の展開に注目したい。

表1 UR合意後に制定された親環境農業関連法令及び制度

法 律	制定・公布	施 行	法 令 番 号
① 世界貿易機関協定の履行に関する特別法	1995.01.03	1995.01.03	法律第4858号
② 農産物の生産者のための直接支払制度施行規程	1997.02.01	1997.02.01	大統領令第15265号
③ 環境農業育成法	1997.12.13	1998.12.14	法律第5442号
④ 農業・農村基本法	1999.02.05	2000.01.01	法律第5758号
⑤ 親環境農業育成法	2001.01.26	2001.07.01	法律第6378号 (③の改正法)
制 度	施 行		根 拠 法 令
・ 親環境農業直接支払制度	1999年度～		①, ②, ③
・ 水田農業直接支払制度	2001年度～		①, ②, ⑤

表2 親環境農業直接支払制度の概要

根拠法		農産物の生産者のための直接支払制度施行規定（97年2月：大統領令）																														
1. 事業費内容	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">事業量 (ha)</th><th colspan="3">事業 費 (100万ウォン)</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>計</th><th>国 庫</th><th>農 資</th></tr><tr><td>合 計</td><td>10,572</td><td>5,731</td><td>5,731</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>環境農業補助金</td><td>10,572</td><td>5,540</td><td>5,540</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>事業管理費</td><td></td><td>191</td><td>191</td><td>—</td><td>土壌検査及び残留農薬検査材料費</td></tr></table>					区 分	事業量 (ha)	事業 費 (100万ウォン)			備 考	計	国 庫	農 資	合 計	10,572	5,731	5,731	—		環境農業補助金	10,572	5,540	5,540	—		事業管理費		191	191	—	土壌検査及び残留農薬検査材料費
区 分	事業量 (ha)	事業 費 (100万ウォン)			備 考																											
		計	国 庫	農 資																												
合 計	10,572	5,731	5,731	—																												
環境農業補助金	10,572	5,540	5,540	—																												
事業管理費		191	191	—	土壌検査及び残留農薬検査材料費																											
2. 支援条件	・ 1ha当たり52万4,000ウォン（国庫補助 100%）：注 1円≒10ウォン ・ 支給期間：親環境農業補助金支給対象者に選定されてから3年間。																															
3. 事業施行	・ 対象地域： →環境規制地域 上水源保護区域、八堂（パルタン）・デジョン・漢江水系特別対策地域、自然公園地域（河川数は除く）。 ①上水源保護区域：水稲法の規定による上水源保護区域。 ②特別対策地域：環境政策基本法の規定による特別対策地域。 ③自然公園地域：自然公園法の規定による国立公園、道立公園、郡立公園地域。 ・ 対象者： →対象地域内で耕作し（水耕栽培は除く）、作目班（作目別生産者グループ）の構成員として、別表1に掲げる基準を満たす親環境農業の実施面積が1000㎡以上である農業者。 →親環境農業の効率的推進及び波及効果の実を上げるため、2000年新規事業対象者から個人を除外する。 ・ 対象地域内組織： →対象組織は環境保全効果、事業の効率的管理等のため5名以上の農業者で構成された、別表1に掲げる基準を満たす親環境農業を実施する作目班、農漁村発展特別措置法第6条の規定による営農組合法人及び第7条の規定による農業会社法人（以下「作目班」という）とする。 ・ 作物班の種類： →稲、野菜、果樹、その他作物（畜産物及び林産物を除く食用作物）の4種類。 但し、1つの作物班は1つの作物のみ選択できるものとする。 ・ 選定順位： →99年度に支援対象に選ばれて土壌検査及び残留農薬検査に合格した作目班（農業者）は順位1、99年度の子備候補者は順位2、2000年度の新規申請者は順位3とする。 →2000年度の新規申請者の選定順位は、 ①環境規制の緊急度を勘案して、上水源保護区域、パルタン・デジョンダム特別対策地域、自然公園地域の順とする。 ②親環境農業実施面積が広く、農地が集団化（団地化）された作物班を優先する。 →親環境農業補助金支給対象者に選定された作物班等が、別表1の親環境農業実践基準を履行する場合、最初に選定された年度を含む3年間は優先選定される。 ・ 罰則： →故意により、親環境農業実践基準を遵守しなかった場合には、5年間、同事業への参加を制限する。 →営農指導班は農業者の肥料・農薬の過剰使用等、別表1の親環境農業実践基準の違反を発見したときは、当該違反事項を証明する書類（農薬残留検査又は土壌検査結果、農業者の確認書等）を添付して市長・郡守・区庁長に通報しなければならない。 ・ 対象者の義務： →親環境農業補助金支給対象者に選定された作物班等は、化学肥料の使用量を最初に選定された年度を含む3年後には、農村振興庁長が設定した作物別化学肥料標準使用量の40%を削減する親環境農業経営計画を策定し、提出しなければならない。 →親環境農業補助金支給対象者に選定された農業者は、「農産物の生産者のための直接支払制度施行規程」第21条に規定する次の事項を遵守する義務を負う。 ①親環境農業を実施するために必要な営農指導及び教育の履修。 ②肥料及び農薬使用台帳の記録。 なお、記録内容の確認のため、関係公務員は肥料・農薬購入領収書などを見ることができる。																															
4. 補助金の支給	・ 補助金は土壌検査及び農産物残留農薬検査の結果に基づいて支給する。 →土壌検査及び残留農薬検査の結果の判定は、農家別ではなく、作目班別に行う。 （作物班に所属する一部農家が非適合の判定を受けた場合、当該作目班全体が非適合と判定される。） ・ 土壌検査： →土壌検査は、市長・郡守・区庁長（農業技術センター所長）が検査日程を作成し、播種又は移植前及び収穫後に実施する。 →土壌検査は、農業振興庁・農業科学技術院が定めた「土壌化学分析標準分析法」により行う。 ①試料採取基準：10ha未満、3試料。10ha以上、5試料。 ②試料総数の65%以上が適合基準を満たしている場合は「適合」と判定する。 ③直接支払を受けて3年目に該当する作目班の場合は、90%が適合判定基準を満たした場合に「適合」とする。 ・ 残留農薬検査： →残留農薬検査は、国立農産物品質管理院の市・郡出張所長が検査日程を作成し、作物の収穫期等、適正な時期に実施する。 ①試料採取基準：5ha未満、1試料。5ha以上～10ha未満、2試料。10ha以上、3試料。 ②結果の判定は、保健福祉部長官が告示した「農産物農薬残留許容基準」の2分の1以下の場合は「適合」、それ以上の場合は「非適合」と、それぞれ当該試料を判定する。 ③作物班としての判定は、試料総数の65%以上が適合基準を満たしている場合に「適合」と判定する。 ④直接支払を受けて3年目に該当する作目班の場合は、90%が適合判定基準を満たした場合に「適合」とする。 ・ 補助金の支給基準：<table><tr><th>検 査 結 果</th><th>補助金支給基準</th></tr><tr><td>残留農薬検査結果及び土壌検査結果の両方で「適合」判定を受けた場合</td><td>100%（満額）支給</td></tr><tr><td>残留農薬検査結果及び土壌検査結果の片方で「適合」判定を受けた場合</td><td>50%（半額）支給</td></tr><tr><td>残留農薬検査結果及び土壌検査結果の両方で「非適合」判定を受けた場合</td><td>支給しない</td></tr></table> →支給上限面積：1農家当たり5ha - 支 給 額：「補助金支給基準」に「支給対象面積」を乗じて算出。 →補助金の減額支給：市長・郡守・区庁長は、支給対象者が支給対象者の義務である営農指導・教育の履修及び肥料・農薬使用台帳の記録を誠実に履行しない場合には、地域の営農指導班長と協議の上、支給額の1割の範囲内において、当該支給対象者に対する補助金を減額支給することができる。					検 査 結 果	補助金支給基準	残留農薬検査結果及び土壌検査結果の両方で「適合」判定を受けた場合	100%（満額）支給	残留農薬検査結果及び土壌検査結果の片方で「適合」判定を受けた場合	50%（半額）支給	残留農薬検査結果及び土壌検査結果の両方で「非適合」判定を受けた場合	支給しない																			
検 査 結 果	補助金支給基準																															
残留農薬検査結果及び土壌検査結果の両方で「適合」判定を受けた場合	100%（満額）支給																															
残留農薬検査結果及び土壌検査結果の片方で「適合」判定を受けた場合	50%（半額）支給																															
残留農薬検査結果及び土壌検査結果の両方で「非適合」判定を受けた場合	支給しない																															
別 表 1	・ 農村振興庁長が作成した作物別標準施肥量に基づき、市長・郡守又は農業技術センター所長が栽培圃場別に奨励する肥料使用量（施肥処方）を遵守すること。 ・ 農産物の栽培時における化学合成農薬の散布回数は、農薬管理法第23条第2項の規定による安全使用基準の2分の1以下でなければならない。また、農薬散布は収穫日の30日以前でなければならない。 ・ 農産物中の残留農薬は、食品衛生法第7条第1項の規定により保健福祉部長官が告示した農産物農薬残留許容基準の2分の1以下でなければならない。																															

資料：韓国農林部「親環境農業直接支払制度」、2000年9月。

表3 年度別 親環境農業関連 予算現況

予算の内訳		単 位	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
土壌改良剤の供給	事業量	1000トン	438	567	622	632	780
	事業費	100万ウォン	28,128	37,939	41,732	42,464	52,530
客土事業	事業量	1000ha	18	16	11	10	8
	事業費	100万ウォン	25,953	16,603	12,303	14,000	10,600
親環境農業直接支払	事業量	ha	—	—	10,572	10,572	10,572
	事業費	100万ウォン	—	—	5,731	5,731	5,731
親環境家族農業団地造成 (中小農)	事業量	ヶ所	118	80	64	40	30
	事業費	100万ウォン	29,500	20,000	16,000	10,000	7,500
親環境農業地区造成	事業量	ヶ所	—	5	6	9	9
	事業費	100万ウォン	—	10,000	10,000	10,000	10,000
親環境農業試験村造成	事業量	ヶ所	—	—	16	16	16
	事業費	100万ウォン	—	—	726	726	726
親環境農産物購入資金助成	事業費	100万ウォン	1,388	3,223	4,500	5,838	6,400

資料：韓国農林部資料，2000年8月。

注：2001年度は事業予定。

表4 親環境農産物等認証実績

年度	合 計		品質認証農産物		有機農産物		転換期有機農産物		無農薬農産物		低農薬農産物	
	農家数(戸)	出荷量(t)	農家数(戸)	出荷量(t)	農家数(戸)	出荷量(t)	農家数(戸)	出荷量(t)	農家数(戸)	出荷量(t)	農家数(戸)	出荷量(t)
1992	6,514	3,790	6,514	3,790								
1993	15,628	11,983	15,628	11,983								
1994	20,162	29,390	20,130	28,481	21	681			11	228		
1995	28,867	74,331	28,705	72,284	99	1,682			63	365		
1996	33,495	118,810	32,697	113,343	164	1,972			239	2,302	395	1,193
1997	55,010	168,382	53,990	157,324	231	3,006			340	4,893	449	3,159
1998	51,832	203,443	20,867	179,178	270	5,844			377	13,872	318	4,549
1999	44,254	202,075	42,991	174,433	326	7,618			435	12,139	502	7,885
2000	42,159	215,549	39,708	177,970	356	7,409			1,060	16,980	1,035	13,190
2001	47,750	294,343	42,988	206,287	466	11,404	3	45	1,623	32,273	2,670	44,334
【参考①】	2001年6月末現在の「認証申請数」				(654)	(23,388)	(81)	(1,979)	(3,722)	(115,067)	(20,029)	(324,732)
【参考②】	2001年：作物種類別認証内訳											
穀類	34,149	117,858	33,130	113,801	145	547			339	1,413	535	2,097
果実類	8,144	80,029	6,929	61,954	44	472	3	45	104	942	1,064	16,616
野菜類	3,175	66,883	1,497	10,482	247	9,007			427	23,106	1,004	24,288
特作類	1,471	8,607	736	2,582	2	10			733	6,015		
いも類	143	2,920	32	208	24	582			20	797	67	1,333
畜産物	664	17,260	664	17,260								
加工品	4	786			4	786						

資料：国立農産物品質管理院「年度別認証現況(1992-2001)」，「親環境農産物生産農家現況」(2001年8月)。

注：2001年の括弧内の数値は，同年6月末現在の申請数。その他の数値は，各年度の認証実績数である。

表5 親環境農業実践農家及び実践作物別農家(2000年)

(単位：戸)

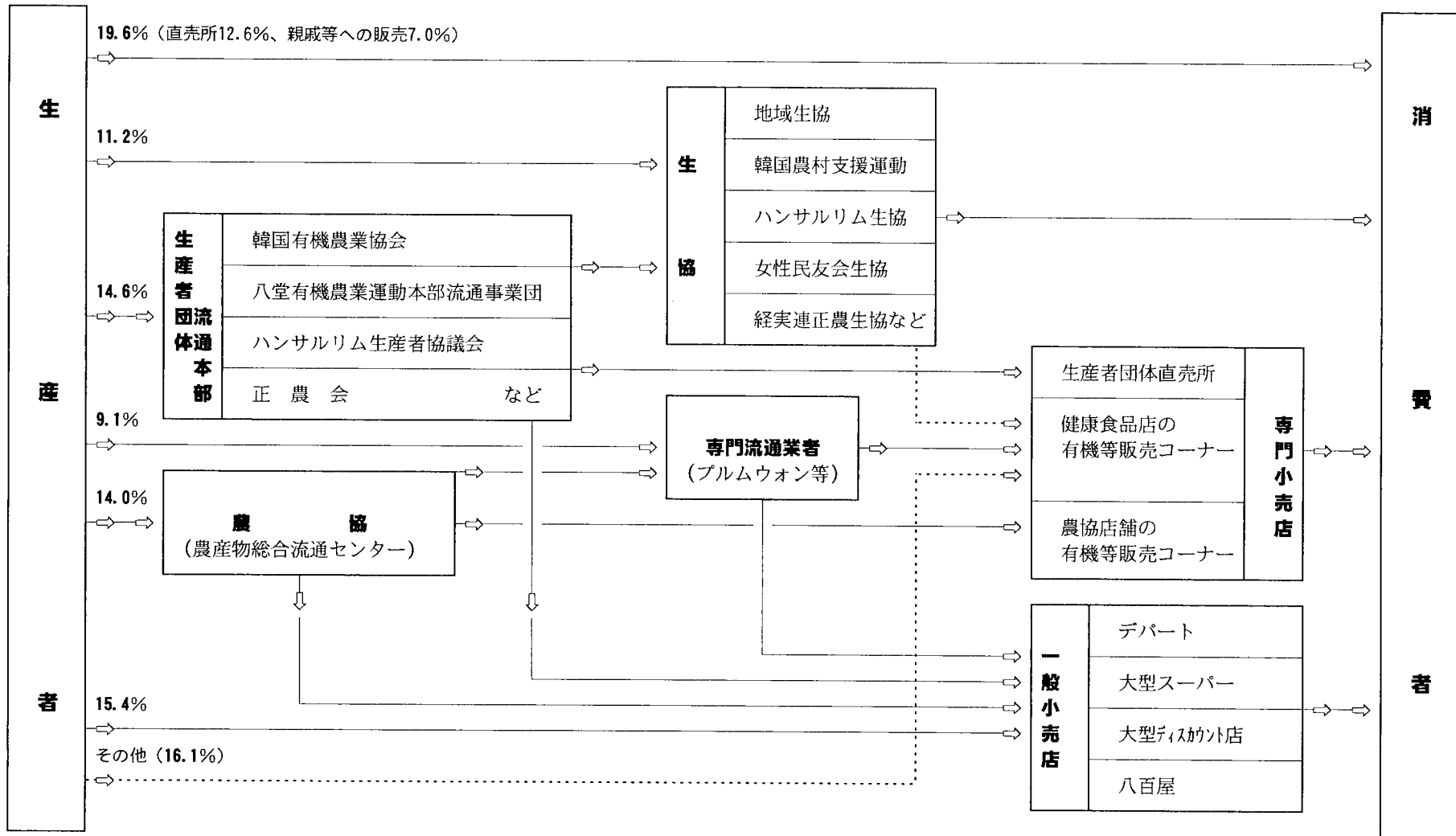
	全農家数	親環境農業 実践農家数	実 践 作 物 別				
			稲	果樹	野菜	特用作物	その他作物
合 計	1,383,468	60,275	41,494	7,886	18,776	1,993	2,718
うち 有機栽培		—	1,057	526	1,275	254	215
無農薬栽培		—	3,115	408	2,744	671	750
低農薬栽培		—	37,322	6,952	14,757	1,068	1,753

資料：農林部「2000年農業総調査（センサス）」

注：複数の作物を栽培している農家があるため，実践作物別農家数を単純に合計すると実数より大きくなる。

図1 親環境農産物（有機農産物等）の流通経路

（作図：足立恭一郎）



資料1) 韓国農村経済研究院『親環境農産物の流通改善方法』（研究報告R404, 1999年12月），同『親環境農産物の消費促進方法』（研究報告D141, 2000年2月）。

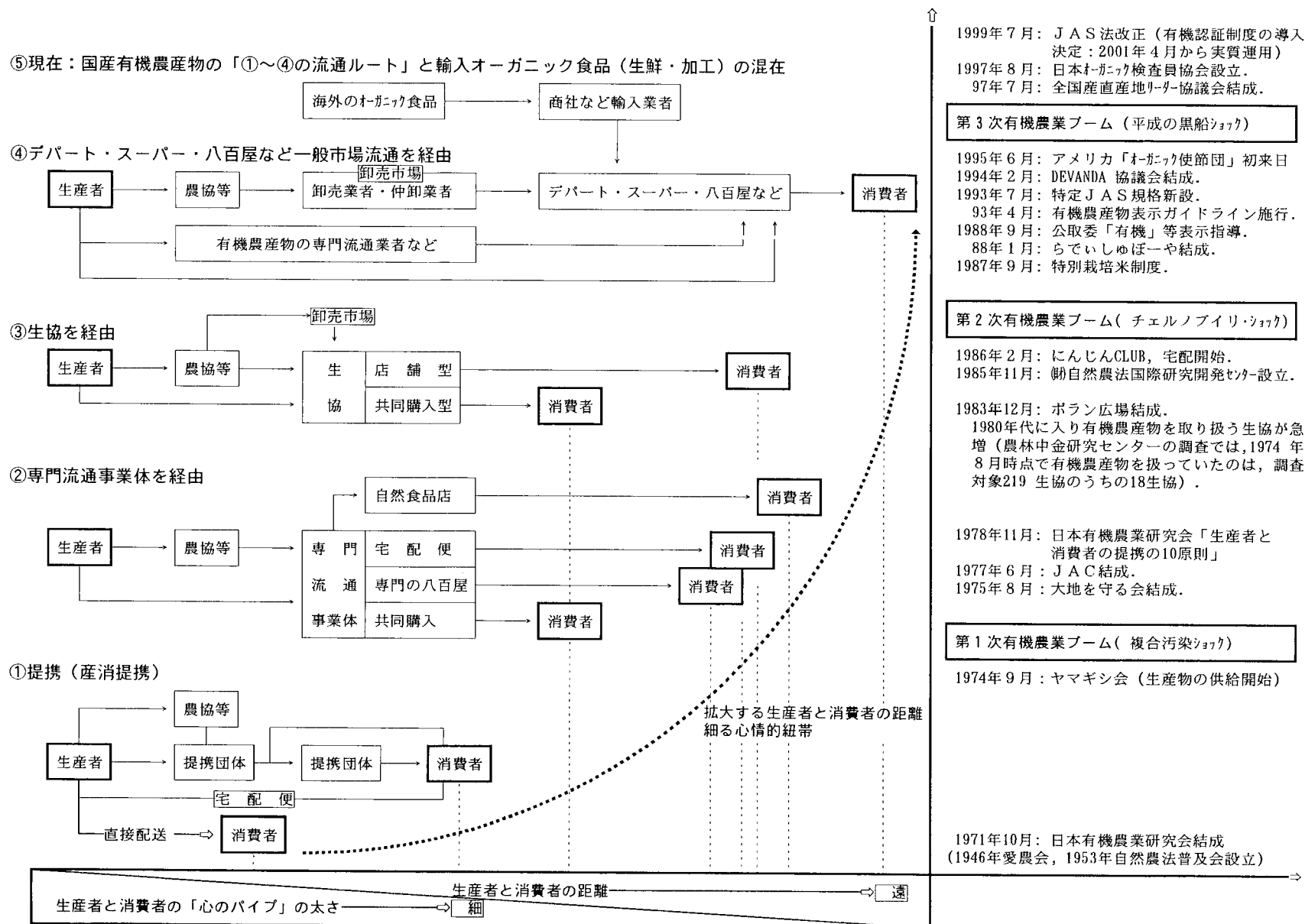
2) 金種淑「韓国農業における有機農業の位置と展開過程」（『農学原論研究』，京都大学農学部原論講座，No.17, 1995年3月）。

3) 李龍善「韓国における親環境農産物の流通現況と課題」（日韓農業ワークショップ資料，1999年）。

注： 本図は上掲の3資料をベースに筆者の知見も加えて適宜，整理・統合したものである。

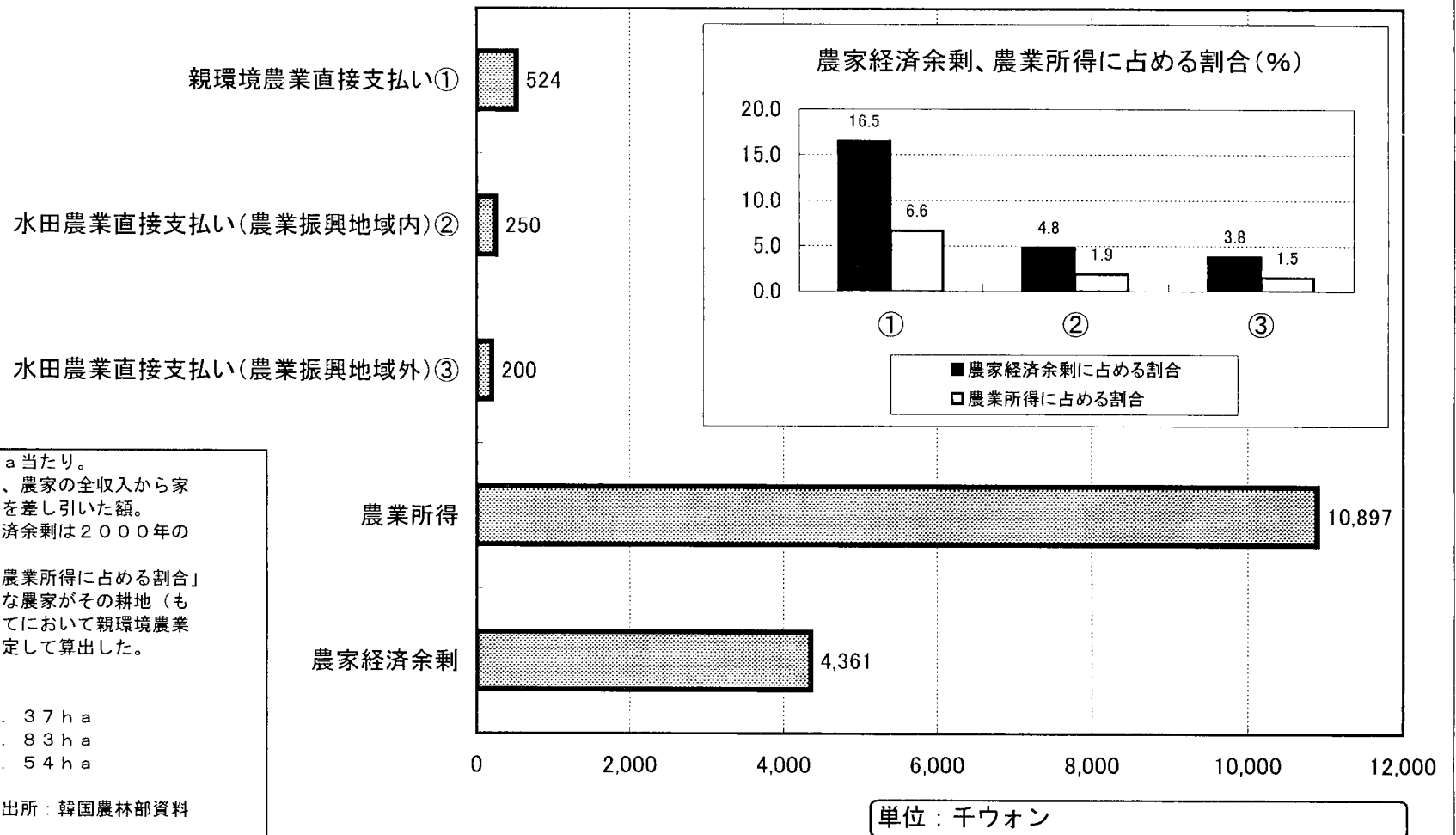
図2 多様化する有機農産物の流通ルート：拡大する生産者と消費者の距離⇔細る心情的紐帯

(作図：足立恭一郎)



注）本図の作成にあたっては、国民生活センター『有機農産物の「表示」をめぐる現状と課題』（1993年3月）の「図3」のアイデアを参考にしつつ、筆者の知見を加えた。

図3 韓 国 の 直 接 支 払 い



注 1) 直接支払い額はha当たり。
 2) 農家経済余剰とは、農家の全収入から家計費を含む全支出を差し引いた額。
 3) 農業所得、農家経済余剰は2000年の実績値。
 4) 「農家経済余剰、農業所得に占める割合」は、韓国の平均的な農家とその耕地（もしくは水田）の全てにおいて親環境農業を行った場合を仮定して算出した。

【参考】

平均耕地面積：1.37ha
 うち 水田：0.83ha
 畑：0.54ha

出所：韓国農林部資料

【 収 録 資 料 】

資料 1.	環境農業育成法：新旧対照条文	17 p
資料 2.	農産物の生産者のための直接支払制度施行規程	25 p
資料 3.	世界貿易機関協定の履行に関する特別法	33 p
資料 4.	農業・農村基本法	35 p
資料 5.	「新」農業基本法：日韓対照	43 p
資料 6.	水田農業直接支払制度事業施行指針（2001 年度）	45 p
資料 7.	親環境農業育成政策（2000 年度及び 2001 年度）	57 p

環境農業育成法：新旧対照条文

(仮訳：足立恭一郎)

現 行 (1997年12月13日制定：法律第5442号)
環境農業育成法

改 正 (2001年1月26日改正：法律第6378号)
親環境農業育成法

第1章 総則

第1条(目的)

この法律は農業の環境保全機能を向上させること、即ち、農業による環境汚染を削減し、環境農業の実践農業者を育成することにより、持続可能・環境親和的な農業を追及することを目的とする。

第2条(定義)

この法律で使用する用語の定義は、以下の通りである。

1. 「環境農業」とは、農薬安全使用基準を遵守し、作物別施肥基準量を遵守し、適切な家畜飼料添加剤など化学資材の使用を適正水準に維持し、畜産糞尿の適切な処理及び再利用等を通じて環境を保全し、安全な農畜林産物(以下「農産物」という)を生産する農業をいう。
2. 「環境農産物」とは、環境農業を営む過程において生産された農産物をいう。
3. 「環境農業技術」とは、環境農業の営農に際して用いられる農法、理論、又は農業資材の生産方法をいう。

第3条(国家及び地方自治体の責務)

- ①国家は環境農業に係る基本計画及び政策を制定し、地方自治体及び農業者等の自発的参加の促進等、環境農業振興のための総合的施策を推進しなければならない。
- ②地方自治体は当該管轄区域の地域的特性等を考量して環境農業に係る政策を策定し、これを積極的に推進しなければならない。

第4条(農業者の責務)

農業者は化学資材の適正使用など環境親和的な農法を実践し、営農に伴う汚染を削減し、環境を保全して、環境農産物の生産に努めなければならない。

第5条(民間団体の役割)

環境農業の研究及び環境農産物の生産・流通・消費促進等を目的に組織された民間団体(以下「民間団体」という)は、国家及び地方自治体の環境農業施策に協調して、当該会員や一般農業者が必要とする教育・訓練・技術開発・営農指導を実施し、環境農業の発展に努めなければならない。

第2章 環境農業の育成及び支援

第6条(環境農業育成計画)

- ①農林部長官は関係中央行政機関の長と協議して、5年毎に環境農業の発展のための環境農業育成計画(以下「育成計画」という)を策定しなければならない。
- ②農林部長官は第1項の規定による育成計画を策定しようとする場合、環境保全に係る事項については、環境政策基本法第36条の規定による環境保全委員会の審議を経なければならない。
- ③育成計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 農業分野の環境保全のための政策目標及び基本方向。
2. 農業の環境汚染実態及び改善対策。
3. 農薬、肥料、家畜飼料添加剤、その他化学物質の適切な使用及び削減方案。

第1章 総則

第1条(目的)

この法律は農業の環境保全機能を増大させ、農業に起因する環境汚染を削減し、親環境農業を実践する農業者を育成し、もって持続可能で環境親和的な農業を追及することを目的とする。

第2条(定義)

この法律において使用する用語の定義は、以下の通りである。

1. 「親環境農業」とは、農薬安全使用基準を遵守し、作物別施肥基準量を遵守し、適切な家畜飼料添加剤など化学資材の使用を適正水準に維持し、畜産糞尿の適切な処理及び再利用等を通じて環境を保全し、安全な農畜林産物(以下「農産物」という)を生産する農業をいう。
2. 「親環境農産物」とは、親環境農業を営む過程において生産された農産物をいう。
3. 「親環境農業技術」とは、親環境農業の営農に際して用いられる農法、理論、又は農業資材の生産方法をいう。

第3条(国家及び地方自治体の責務)

- ①国家は親環境農業に係る基本計画及び政策を制定し、地方自治体及び農業者等の自発的参加の促進等、親環境農業振興のための総合的施策を推進しなければならない。
- ②地方自治体は当該管轄区域の地域的特性等を考量して親環境農業に係る政策を策定し、これを積極的に推進しなければならない。

第4条(農業者の責務)

農業者は化学資材の適正使用など環境親和的な農法を実践し、営農活動に伴う汚染を削減し、環境を保全して、親環境農産物を生産するための農業経営に努めなければならない。

第5条(民間団体の役割)

親環境農業の研究及び親環境農産物の生産・流通・消費促進等を目的に組織された民間団体(以下「民間団体」という)は、国家及び地方自治体の親環境農業施策と協調して、当該会員や一般農業者が必要とする教育・訓練・技術開発・営農指導等を実施し、親環境農業の発展に努めなければならない。

第2章 親環境農業の育成及び支援

第6条(親環境農業育成計画)

- ①農林部長官は関係中央行政機関の長と協議して、5年毎に親環境農業の発展のための親環境農業育成計画(以下「育成計画」という)を策定しなければならない。
- ②農林部長官は第1項の規定による育成計画を策定しようとする場合、環境保全に係る事項については、環境政策基本法第36条の規定による環境保全委員会の審議を経なければならない。
- ③育成計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 農業分野の環境保全のための政策目標及び基本方向。
2. 農業の環境汚染実態及び改善対策。
3. 農薬、肥料、家畜飼料添加剤、その他化学物質の適切な使用及び削減方案。

4. 環境農業の発展のための各種技術開発方案。
 5. 環境農業モデル団地育成方案。
 6. 環境農産物の生産・流通の活性化及び消費促進方案。
 7. 農業の公益的機能増大方案。
 8. 環境農業の発展のための国際協力強化方案。
 9. 育成計画の推進に必要な財源の調達方案。
 10. その他、環境農業の発展のために農林部令に定める事項。
- ④農林部長官は、育成計画を策定しようとするときは、予め第8条の規定による環境農業発展委員会の審議を経なければならない。育成計画の主要事項を変更しようとするときも、同様とする。

⑤農林部長官は、第1項又は第4項の規定により策定された育成計画を特別市長・広域市長又は道知事(以下「市・道知事」という)に通知しなければならない。

第7条(環境農業実践計画)

①市・道知事は育成計画に基づいて環境農業を発展させるための市・道実践計画を策定しなければならない。

②市・道知事は、第1項の規定により市・道実践計画を策定したときは、当該計画を農林部長官に提出し、市長・郡守・自治区の区庁長(以下「市長・郡守」という)に通知しなければならない。

③市長・郡守は市・道実践計画に基づき、環境農業を発展させるための市・郡実践計画を策定し、市・道知事に提出し、当該計画を積極的に推進しなければならない。

第8条(環境農業発展委員会)

①育成計画及び環境農業に係る主要事項を審議するため、農林部長官の下に環境農業発展委員会(以下「委員会」という)を置く。

②委員会の委員長は農林部次官とし、委員長及び副委員長各1名を含む25名以内の委員で構成する。

③委員の任期は3年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

④委員会は次の各号の事項について審議する。

1. 育成計画の策定及び変更に係る事項。
 2. 環境農業の発展に資する主要な推進課題。
 3. 環境農業の生産性を向上させるための方案。
 4. 農業を環境親和的に推進するための各種方案及び施策。
 5. その他、委員長が審議に附す環境農業に関わる事項。
- ⑤委員会の構成及び運営等に係る必要事項は大統領令で定める。

第9条(農業による環境汚染の防止)

①国家及び地方自治体は農薬、肥料、畜産糞尿、農業資材廃棄物等、農業から発生する環境汚染を防止するため、農薬安全使用基準及び残留許容基準の遵守、肥料の作物別施肥基準量の遵守、畜産糞尿の放流水水質基準の遵守及び農業資材廃棄物の不法投棄防止等の施策を積極的に推進しなければならない。

②第1項の規定による施策を推進するにあたり、農薬管理法第23条、水質環境保全法第47条、汚水・糞尿及び畜産廃水の処理に係る法律第5条の規定による基準を適用する。

第10条(農業資源の保全及び農業環境の改善)

①国家及び地方自治体は農地、農業用水、大気等の農業資源を保全し、土壌改良、水質改善など農業環境を改善するため、農地の改良、農業用水の汚染防止、温室ガスの発生最小化等の施策を積極的に推進しなければならない。

②第1項の規定による施策の推進にあたり、土壌環境保全法第14条及び第16条、水質環境保全法第45条の規定による基準を適用する。

4. 親環境農業の発展のための各種技術開発方案。
 5. 親環境農業モデル団地育成方案。
 6. 親環境農産物の生産・流通の活性化及び消費促進方案。
 7. 農業の公益的機能増大方案。
 8. 親環境農業の発展のための国際協力強化方案。
 9. 育成計画の推進に必要な財源の調達方案。
 10. その他、親環境農業の発展のために農林部令に定める事項。
- ④農林部長官は、育成計画を策定しようとするときは、予め第8条の規定による親環境農業発展委員会の審議を経なければならない。育成計画の主要事項を変更しようとするときも、同様とする。

⑤農林部長官は、第1項又は第4項の規定により策定された育成計画を特別市長・広域市長又は道知事(以下「市・道知事」という)に通知しなければならない。

第7条(親環境農業実践計画)

①市・道知事は育成計画に基づいて親環境農業を発展させるための市・道実践計画を策定しなければならない。

②市・道知事は、第1項の規定により市・道実践計画を策定したときは、当該計画を農林部長官に提出し、市長・郡守・自治区の区庁長(以下「市長・郡守」という)に通知しなければならない。

③市長・郡守は市・道実践計画に基づき、親環境農業を発展させるための市・郡実践計画を策定して市・道知事に提出し、当該計画を積極的に推進しなければならない。

第8条(親環境農業発展委員会)

①育成計画及び親環境農業に係る主要事項を審議するため、農林部長官の下に親環境農業発展委員会(以下「委員会」という)を置く。

②委員会の委員長は農林部次官とし、委員長及び副委員長各1名を含む25名以内の委員で構成する。

③委員の任期は3年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

④委員会は次の各号の事項について審議する。

1. 育成計画の策定及び変更に係る事項。
 2. 親環境農業の発展に資する主要な推進課題。
 3. 親環境農業の生産性を向上させるための方案。
 4. 農業を環境親和的に推進するための各種方案及び施策。
 5. その他、委員長が審議に附す親環境農業に関わる事項。
- ⑤委員会の構成及び運営等に係る必要事項は大統領令で定める。

第9条(農業による環境汚染の防止)

①国家及び地方自治体は農薬、肥料、畜産糞尿、農業資材廃棄物等、農業から発生する環境汚染を防止するため、農薬安全使用基準及び残留許容基準の遵守、肥料の作物別施肥基準量の遵守、畜産糞尿の放流水水質基準の遵守及び農業資材廃棄物の不法投棄防止等の施策を積極的に推進しなければならない。

②第1項の規定による施策を推進するにあたり、農薬管理法第23条、水質環境保全法第47条、汚水・糞尿及び畜産廃水の処理に係る法律第5条の規定による基準を適用する。

第10条(農業資源の保全及び農業環境の改善)

①国家及び地方自治体は農地、農業用水、大気等の農業資源を保全し、土壌改良、水質改善など農業環境を改善するため、農地の改良、農業用水の汚染防止、温室ガスの発生最小化等の施策を積極的に推進しなければならない。

②第1項の規定による施策の推進にあたり、土壌環境保全法第14条及び第16条、環境政策基本法第10条の規定による基準を適用する。

第11条(農業資源及び農業環境の実態調査)

①農林部長官又は地方自治体の長は農業資源の保全及び農業環境の改善のため、農林部令で定める次の各号の事項について、定期的に調査しなければならない。

1. 農地の肥沃度、重金属、農薬成分、土壌微生物等の変動実態。
2. 農業用水として利用される地表水及び地下水の水質実態。
3. 農薬・肥料等、農業投入材の使用実態。
4. 農業の水資源涵養、土壌保全など公益的機能の実態。
5. その他、農業資源の保全及び農業環境の改善に必要な事項。

②農林部長官は、農林部所属機関の長又は農林部令で定める者に対して、第1項で規定する事項を調査させることができる。

第12条(他人の土地への立ち入り)

①農林部長官又は地方自治体の長は、第11条の規定により農業環境の実態調査の必要があるときは、関係公務員を当該地域又は当該地域に隣接する他人の土地に立ち入らせて、調査に必要な最小量の試料を採取させることができる。

②土地の所有者、占有者又は管理人は、正当な事由なく第1項の規定による調査を妨害又は忌避してはならない。

③第1項の規定により他人の土地に立ち入る者は、その権限を標示する証票を所持し、関係者に提示しなければならない。

第13条(環境農業技術の開発及び普及)

①農林部長官又は地方自治体の長は環境農業を発展させるため、環境農業技術の研究開発・普及・指導に必要な施策を講じなければならない。

②農林部長官又は地方自治体の長は、環境農業技術及び資材を研究開発・普及・指導する者に対して必要経費を支援することができる。

第14条(環境農業に関する教育訓練)

農林部長官又は地方自治体の長は環境農業の発展のため、農業者又は関係公務員に対して、教育訓練を実施しなければならない。

第15条(環境農業技術交流及び広報等)

①国家・地方自治体・民間団体及び農業者は環境農業技術を相互交流し、環境農業の発展に努めなければならない。

②農林部長官又は地方自治体の長は環境農業を効率的に推進するため、優秀事例を発掘・広報しなければならない。

第3章 環境農産物の流通管理

第16条(環境農産物の分類)

①環境農産物はその生産方法と使用資材により、一般環境農産物、有機農産物、転換期有機農産物、無農薬農産物及び低農薬農産物に分類する。

②環境農産物の生産のための資材の使用及び品質等に係る具体的な基準は農林部令で定める。

第17条(環境農産物の表示使用)

①環境農産物(一般環境農産物を除く)を生産し、包装・容器等に環境農産物のマーク又は文字を表示(以下「環境農産物表示」という)しようとする者は、農林部令の定めるところにより、農林部長官に申告しなければならない。

②第1項の規定により申告した者でなければ、農産物の包装・容器等に環境農産物表示又はこれと類似の表示をすることができない。

③環境農産物表示の方法等に係る必要事項は農林部令で定める。

第11条(農業資源及び農業環境の実態調査)

①農林部長官又は地方自治体の長は農業資源の保全及び農業環境の改善のため、農林部令で定める次の各号の事項について、定期的に調査しなければならない。

1. 農地の肥沃度、重金属、農薬成分、土壌微生物等の変動実態。
2. 農業用水として利用される地表水及び地下水の水質実態。
3. 農薬・肥料等、農業投入資材の使用実態。
4. 農業の水資源涵養、土壌保全など公益的機能の実態。
5. その他、農業資源の保全及び農業環境の改善に必要な事項。

②農林部長官は、農林部所属機関の長又は農林部令で定める者に対して、第1項で規定する事項を調査させることができる。

第12条(他人の土地への立ち入り)

①農林部長官又は地方自治体の長は、第11条の規定により農業環境の実態調査の必要があるときは、関係公務員を当該地域又は当該地域に隣接する他人の土地に立ち入らせて、調査に必要な最小量の試料を採取させることができる。

②土地の所有者、占有者又は管理人は、正当な事由なく第1項の規定による調査を妨害又は忌避してはならない。

③第1項の規定により他人の土地に立ち入る者は、その権限を標示する証票を所持し、関係者に提示しなければならない。

第13条(親環境農業技術の開発及び普及)

①農林部長官又は地方自治体の長は親環境農業を発展させるため、親環境農業技術の研究開発・普及・指導に必要な施策を講じなければならない。

②農林部長官又は地方自治体の長は、親環境農業技術及び資材を研究開発・普及・指導する者に対して必要経費を支援することができる。

第14条(親環境農業に関する教育訓練)

農林部長官又は地方自治体の長は親環境農業の発展のため、農業者又は関係公務員に対して、教育訓練を実施しなければならない。

第15条(親環境農業技術交流及び広報等)

①国家・地方自治体・民間団体及び農業者は親環境農業技術を相互交流し、親環境農業の発展に努めなければならない。

②農林部長官又は地方自治体の長は親環境農業を効率的に推進するため、優秀事例を発掘・広報しなければならない。

第3章 親環境農産物の流通管理

第16条(親環境農産物の分類)

①親環境農産物はその生産方法と使用資材により、一般親環境農産物、有機農産物、転換期有機農産物、無農薬農産物及び低農薬農産物に分類する。

②親環境農産物の生産のための資材の使用等に係る具体的な基準は農林部令で定める。

第17条(親環境農産物の認証)

①農林部長官は親環境農業の育成と消費者保護のため、当該農産物が第16条第1項に規定する親環境農産物(一般親環境農産物を除く、以下同様)であることを認証することができる。

②第1項の規定に基づいて親環境農産物の認証を受けた親環境農産物(以下「認証品」という)の包装容器等に、農林部令で定める親環境農産物のマーク又は文字(以下「親環境農産物表示」という)を表示することができる。

③第1項に規定する親環境農産物の認証基準等に係る必要事項は農林部令で定める。

④農林部長官は第1項の規定により申告した生産者が次の各号の1に該当するときには、3年以内の期間を定めて、環境農産物表示の使用中止を命じることができる。

1. 虚偽その他不正な方法で第1項の規定による申告をしたとき。
2. 第16条第2項の基準に違反した農産物に当該表示を附して販売したとき。

⑤環境農産物表示の使用中止期間が満了した者が環境農産物表示をしようとするときは、再申告しなければならない。

⑥環境農産物の生産者はその製品について虚偽又は誇大広告をしてはならない。

【 新 設 】

【 新 設 】

【 新 設 】

【 新 設 】

【 新 設 】

【 削 除 】

第17条の2(認証機関の指定)

①農林部長官は親環境農産物の認証に要する人員及び施設を備えたものを認証機関として指定し、第17条第1項に規定する親環境農産物の認証(以下「親環境農産物認証」という)を行わせることができる。輸入農産物について親環境農産物認証を行う場合は、当該輸出国において親環境農産物認証に必要な人員及び施設を備えたものを、認証機関として指定することができる。

②第1項の規定による認証機関指定を受けようとするものは、農林部令に定める手続きにしたがって農林部長官に申請しなければならない。

③第1項に規定する認証機関の指定基準、認証業務の範囲等に関し、必要な事項は農林部令で定める。

第17条の3(認証の申請及び審査)

①親環境農産物を生産もしくは輸入する者が親環境農産物認証を受けようとする場合は、農林部令の規定に基づき、農林部長官又は第17条の2第1項に規定する認証機関指定を受けたもの(以下「認証機関」という)に申請しなければならない。

②第1項の規定による認証申請を受けた農林部長官又は認証機関は、当該認証申請と第17条第3項に規定する認証基準(以下「認証基準」という)との適合の可否を審査しなければならない。

③第2項の規定に基づく認証審査結果に対して異議のある者は、当該認証審査を実施した農林部長官又は認証機関に再審査を申請することができる。

④第2項及び第3項に規定する審査及び再審査の手順・方法等に関し、必要な事項は農林部令で定める。

第17条の4(認証の有効期間)

①親環境農産物認証の有効期間は認証を受けた日から1年とする。

②第1項の規定による認証の有効期間は、農林部令により、1年を超過しない範囲内で延長できる。

第17条の5(不正行為の禁止等)

何人も次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

1. 虚偽その他不正な方法により親環境農産物認証を受ける行為。
2. 認証品以外の農産物に親環境農産物表示又は類似の表示を附す行為。
3. 認証品に認証品以外の農産物を混合して販売、又は販売目的で保管・運搬・陳列する行為。
4. 親環境農産物表示又は類似表示を行った非認証農産物であることを知りながら販売、又は販売目的で保管・運搬・陳列する行為。

第17条の6(認証機関の指定取消等)

①農林部長官は認証機関が次の各号の1に該当する場合、認定機関の指定取消、又は6カ月以内の期間を定めてその業務全部又は一部停止を命じることができる。但し、第1号の場合には、認定機関の指定を取消さなければならない。

1. 虚偽その他不正な方法により指定を受けた場合。
2. 正当な理由なく1年以上継続して認証業務を怠った場合。

【新設】

第18条(市販品の調査)

①農林部長官は環境農産物の品質管理又は消費者保護上の必要を認めるとき、農林部令の規定により、関係公務員に生産過程の調査を指示し、市販環境農産物を試買して品質基準との適合性等に係る調査又は専門研究機関等への試験を依頼することができる。

②環境農産物の生産者、民間団体及び流通業者は正当な事由なく第1項の規定による調査を拒否・妨害又は忌避してはならない。

③第1項の規定により調査を行う公務員はその権限を標示する証票を所持し、関係者に提示しなければならない。

【新設】

【新設】

第19条(環境農産物生産・流通支援)

①農林部長官又は地方自治体の長は予算の範囲内で環境農産物生産者、生産者団体及び流通業者に対し、施設設置資金など必要な支援を行うことができる。

②環境農産物の生産・流通に対する支援は、環境農業に対する寄与度を考量するものとする。

第20条(優先購入)

農林部長官は環境農産物の購入を促進するため、公共機関の長及び農業関連団体の長等に対して、環境農産物の優先購入を要請することができる。

第4章 国際協力等

第21条(国際協力)

政府は環境関連国際機構及び関係国家との国際協力を通じて、環境農業関連情報及び技術を交換し、人的交流・共同調査・研究開発等に相互協力して、環境に危害を及ぼす農業活動及び資材交易の抑制等、環境農業の発展に向けた国際的努力に積極的に参加しなければならない。

3. 第17条の2第3項の規定による指定基準に適合しなくなった場合。

4. 第18条第1項の規定による調査の結果、認証品の品質不良が認定機関の故意又は重大な過失により発生したことが明らかになった場合

②農林部長官は、認証機関が第1項の規定による業務停止命令に違反して停止期間中も認証を行った場合、当該指定を取消することができる。

③第1項又は第2項の規定により認証機関の指定が取消されてから2年を経過しなければ、認証機関指定を改めて受けることができない。

④第1項の規定による行政処分の細部規定については、違反行為の類型及び違反の程度を参酌して農林部令で定める。

第17条の7(継承)

認証品を生産する者又は認証機関が当該事業を譲渡又は死亡又は法人合併したとき、譲受人・認証品を続けて生産しようとする相続人又は合併後に存続する法人又は合併後に新設される法人は、認証品を生産する者又は認証機関の地位を継承する。

【削除】

第18条(表示変更の命令等)

①農林部長官は認証品の検査等を実施し、当該認証品が認証審査基準に不適合と認めるときは、認証品の生産者又は流通業者に対して、当該認証品の親環境農産物表示の変更・使用停止・販売禁止など必要な措置を命じることができる。

②第1項に規定する認証品の検査等に関しては、農水産物品質管理法第10条の規定を準用する

第18条の2(認証の取消)

農林部長官又は認証機関は、親環境農産物認証を受けた者が次の各号の1に該当するときは、認証を取消することができる。但し、第1号に該当する場合は、その認証を取消しなければならない。

1. 虚偽その他不正な方法により認証を受けた場合。

2. 第18条第1項の規定による調査の結果、認証審査基準に著しく適合しない場合。

3. 正当な事由なく第18条第1項の規定による表示変更・使用停止・販売禁止などの命令に従わない場合。

第19条(親環境農産物の生産・流通支援)

①農林部長官又は地方自治体の長は予算の範囲内で親環境農産物生産者、生産者団体及び流通業者に対し、施設設置資金など必要な支援を行うことができる。

②親環境農産物の生産・流通に対する支援は、親環境農業に対する寄与度を考量するものとする。

第20条(優先購入)

農林部長官は親環境農産物の購入を促進するため、公共機関の長及び農業関連団体の長等に対して、親環境農産物の優先購入を要請することができる。

第4章 国際協力等

第21条(国際協力)

政府は環境関連国際機構及び関係国家との国際協力を通じて、親環境農業関連情報及び技術を交換し、人的交流・共同調査・研究開発等に相互協力して、環境に危害を及ぼす農業活動及び資材交易の抑制等、親環境農業の発展に向けた国際的努力に積極的に参加しなければならない。

第22条(国内環境農業の基準及び目標の策定)

政府は国際与件、国内資源・環境・経済与件等を考量し、効果的な国内環境農業の基準及び目標を策定しなければならない。

【新設】

第23条(権限の委任・委託)

この法律による農林部長官の権限は、大統領令の規定により、その一部を農村振興庁長、山林庁長、市・道知事又は農林部所属機関の長、又は民間団体に委託することができる。

第24条(聴聞等)

農林部長官は第17条第4項の規定により環境農産物表示の使用中止を命じるときは、聴聞を実施しなければならない。

【新設】

第5章 罰 則

第25条(罰則)

次の各号の1に該当する者は1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金に処する。

- 1. 第17条第2項の規定に違反して環境農産物表示又は類似表示を行った者。
- 2. 第17条第4項の規定による環境農産物表示の使用中止命令に従わない者。
- 3. 第17条第5項の規定による申告をせず環境農産物表示を行った者。

【新設】

第26条(両罰規定)

法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用人・その他従業員が、当該法人又は個人の業務に関して第25条の違反行為を行ったときは、行為者を処罰するとともに当該法人又は個人に対しても同条の罰金刑を科すものとする。

第22条(国内親環境農業の基準及び目標の策定)

政府は国際与件、国内資源・環境・経済与件等を考量し、効果的な国内親環境農業の基準及び目標を策定しなければならない。

第22条の2(手数料等)

①次の各号の1に該当する者は手数料を納付しなければならない。

- 1. 親環境農産物認証を受けようとする者。
- 2. 第17条の2第1項の規定により、認証機関としての指定を受けようとする者。
- 3. 第17条の4第2項の規定により、認証の有効期間を延長しようとする者。

②第1項の規定による手数料の金額、納付方法、納付期間等に係る必要事項は農林部令で定める。

第23条(権限の委任・委託)

この法律による農林部長官の権限は、大統領令の規定により、その一部を農村振興庁長、山林庁長、市・道知事又は農林部所属機関の長、又は民間団体に委託することができる。

第24条(聴聞等)

①農林部長官は第17条の6の規定により認証機関の指定を取消したり、第18条の2の規定により認証を取消そうとするときは、聴聞を実施しなければならない。

②認証機関が第18条の2の規定により認証を取消そうとするときは、当該認証品の生産者に対して異議申立ての機会を与えなければならない。

③行政手続法第22条第4項又は第6項及び第27条の規定を第2項の異議申立てにそれぞれ準用する。この場合、「行政庁」又は「管轄行政庁」を「認証機関」と読み替えるものとする。

第24条の2(罰則適用における公務員擬制)

第17条の2第1項前段の規定により認証業務に従事する役員・職員、及び第23条の規定により委任された業務に従事する民間団体の役員・職員は、刑法第129条又は第132条の適用において、これを公務員と見做す。

第5章 罰 則

第25条(罰則)

次の各号の1に該当する者は3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処する。

- 1. 第17条の5第1号の規定に違反して、虚偽又は不正な方法により、親環境農産物認証を受けた者。
- 2. 第17条の5第2号の規定に違反して、親環境農産物表示又はこれと類似の表示を行った者。
- 3. 第17条の5第3号の規定に違反して、認証品に認証品以外の農産物を混合して販売、又は販売目的で保管又は陳列した者。
- 4. 第17条の5第4号の規定に違反して、親環境農産物表示又は類似表示を行った非認証品であることを知りながら販売、又は販売目的で保管・運搬・陳列した者。

第25条の2(罰則)

次の各号の1に該当する者は1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金に処する。

- 1. 第17条の2第1項前段の規定により認証機関に指定され、第17条の6第1項第1号に規定する「虚偽その他不正な方法により指定を受けた場合」に該当する者。
- 2. 第17条の2第1項前段の規定による認証機関の指定を受けずに親環境農産物の認証を行った者。
- 3. 第17条の2第1項前段の規定により認証機関に指定され、第17条の6第1項の規定による業務停止期間中に親環境農産物の認証を行った者。
- 4. 第18条第1項の規定に違反して親環境農産物表示の変更・使用停止・販売禁止処分等に従わない者。

第26条(両罰規定)

法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用人・その他従業員が、当該法人又は個人の業務に関して第25条又は第25条の2の違反行為を行ったときは、行為者を処罰するとともに当該法人又は個人に対しても各該当条文の罰金刑を科すものとする。

第27条(過怠料)

①第12条第2項、第17条第6項又は第18条第2項の規定に違反した者は、300万ウォン以下の過怠料に処する。

②第1項の規定による過怠料は、大統領令の規定により、農林部長官、市・道知事又は市長・郡守(以下「賦課権者」という)が賦課・徴収する。

③第2項の規定による過怠料処分に不服のある者は、処分告知の日から30日以内に賦課権者に対し異議申立てできる。

④第2項の規定による過怠料処分を受けた者が第3項の規定により異議を申立てたときは、賦課権者は遅滞なく管轄裁判所に当該事実を報告しなければならない。又、報告を受けた管轄裁判所は非訴事件手続法による過怠料の裁判を行わなければならない。

⑤第3項の規定による期間内に異議申立を行わず、過怠料を納付しないときは、国税又は地方税滞納処分例に従い、これを徴収する。

附 則

- ①(施行日)この法律は公布後1年を経過した日から施行する。
- ②(他の法律の改正)「農水産物加工産業育成及び品質管理に係る法律」の一部を次のように改正する。
 - ・第2条9号を削除する。
 - ・第12条の2を削除する。
 - ・第14条第1項本文中の「品質認証表示がなされた特産物等及び有機農産物」を「品質認証表示がなされた特産物等」と変更する。
 - ・第18条第1項第3号を削除する。

第27条(過怠料)

①次の各号の1に該当する者は300万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第12条第2項の規定に違反して、調査行為を拒否・妨害又は忌避した者。
2. 第18条第2項の規定において準用する農水産物品質管理法第10条の規定に違反して検査行為を拒否・妨害・忌避した者。

②第1項の規定による過怠料は、大統領令の規定により、農林部長官、市・道知事又は市長・郡守(以下「賦課権者」という)が賦課・徴収する。

③第2項の規定による過怠料処分に不服のある者は、処分告知の日から30日以内に賦課権者に対して異議を申立てることができる。

④第2項の規定による過怠料処分を受けた者が第3項の規定により異議を申立てたときは、賦課権者は遅滞なく管轄法院(裁判所)に当該事実を報告しなければならない。又、報告を受けた管轄法院は非訴事件節次法(手続法)による過怠料の裁判を行わなければならない。

⑤第3項の規定による期間内に異議申立を行わず、過怠料を納付しないときは、国税又は地方税滞納処分例に従い、これを徴収する。

附 則

第1条(施行日)

本法律は2001年7月1日から施行する。

第2条(環境農産物の表示使用に関する経過措置)

本法律の施行時において、旧法第17条の規定により申告した環境農産物表示を使用中の者は本法律施行後2年間、旧法の規定に基づく表示を使用することができる。

第3条(親環境農産物の品質認証に関する経過措置)

本法律の施行時において、農水産物品質管理法第5条第1項の規定による認証を受けた環境農産物は、本法律第17条第1項の改正規定による親環境農産物認証を受けたものと見做す。

第4条(親環境農産物の表示に関する経過措置)

本法律の施行時において、旧法第17条の規定又は農水産物品質管理法第5条の規定による環境農産物表示又は環境農産物の品質認証表示は、本法律第17条の改正規定による親環境農産物表示を行ったものと見做す。

第5条(農産物品質管理法の名称変更に関する経過措置)

本法律の施行時において、附則第7条の農産物品質管理法を「法律第〇〇号:農水産物品質管理法」施行日の前日まで、農水産物品質管理法と見做す。

第6条(罰則に関する経過措置)

本法律施行前の行為に対する罰則の適用は、旧法の規定に基づくものとする。

第7条(他の法律の改正)

農産物品質管理法の一部を次のとおり改正する。

第5条第1項中の「農水産物」を「農産物(親環境農業育成法第16条第1項の規定による親環境農産物のうち、一般親環境農産物以外の親環境農産物を除外する)」と改める。

農産物の生産者のための直接支払制度施行規程

(仮訳：足立恭一郎)

制定 97.02.01 大統領令 第 15265 号
一部改正 97.12.08 大統領令 第 15534 号
一部改正 99.03.31 大統領令 第 16217 号
一部改正 99.05.24 大統領令 第 16326 号

第 1 条 (目的)

この令は、世界貿易機関協定に関する特別法第 11 条第 2 項の規定による農産物の生産者のための所得補償等、各種支援制度（以下「直接支払制度」という）を国家経済の水準、農業政策の方向及び国家財政等を勘案し、順次施行するために必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この令において使用する用語の定義は次の通りである。（改正 97.12.8., 99.3.31.）

1. 「農業者」とは、農漁村発展特別措置法第 2 条第 2 項の規定による農業者をいう。
2. 「農業者等」とは、農業者と農漁村発展特別措置法第 6 条の規定による営農組合法人及び同法第 7 条の規定による農業会社法人をいう。
3. 「専業農業者等」とは、農業経営の規模拡大の必要を認めて農林部長官が定める専業農育成対象者と農地法第 2 条第 3 項の規定による農業法人をいう。
4. 「水田（旨）」とは、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地（休耕中の農地を除く）であって、地籍法による指定が水田である土地をいう。
5. 「経営移譲」とは、農業者が当人の所有する水田の全てを農漁村振興公社（以下「公社」という）又は専業農業者等に売却したり、5 年以上賃貸又は使用貸下することをいう。
6. 「親環境農業」とは、環境農業育成法第 2 条第 1 項の規定による農業であって第 17 条の規定による親環境農業実践基準を遵守して農産物（畜産物及び林産物を含む。以下同じ）を生産する農業をいう。

第 3 条 (直接支払制度の施行)

- ①農林部長官は農産物生産者の所得安定のために直接、所得補助金を支給する直接支払制度を施行する。
- ②第 1 項の規定による直接支払制度は経営移譲直接支払制度と、親環境農業直接支払制度に区分される。

第 3 条の 2 (経営移譲直接支払制度の施行)

- ①農林部長官は経営移譲直接支払制度を施行するため、第 4 条の規定による支給要件を備えた者に予算の範囲内で経営移譲所得補助金（以下「経営移譲補助金」という）を支給する。

- ②第1項の規定による経営移譲補助金の支給に係る業務は公社がこれを代行する（本条新設 99.3.31.）。

第4条（経営移譲補助金の支給要件）

- ①第3条の2の規定による経営移譲補助金が支給される農業者とは、次の各号の要件を全て備えた者である（改正 97.12.8., 99.3.31.）。
1. 第6条の規定による経営移譲補助金支給対象者選定申請日が属する年度の12月31日現在、65歳以上であること。但し、疾病又は事故による健康障害と労働力不足により耕作困難に陥ったと認定される場合には60歳以上65歳未満の者も含める。
 2. 第6条の規定による経営移譲補助金支給対象者選定申請日の3年前にあたる日が属する年度の1月1日から3年間継続して農作物を耕作し、かつ、その期間中に農林部令が定める農作物（以下「特定農作物」という）を1年以上耕作した者。但し、疾病又は事故による健康障害と労働力不足により耕作困難に陥ったと認定される場合には、特定農産物を3年間のうち1年以上耕作した者も含める。
 3. 第9条の規定による経営移譲補助金の支給に関する約定の前日までに次の各目の1に該当する要件を備えること。但し、各目又はイ目の要件を備えた者が当該約定締結日現在、賃借又は使用中の水田がある場合には、各目又はイ目の要件が備わらないものと見做す。
 - イ. 経営移譲すること。
 - ロ. 経営移譲をしようとする者として農林部令が定める経営移譲計画書を公社に提出すること。
- ②農林部長官は経営移譲補助金の支給を受けようとする農業者が次の各号の1に該当する水田を耕作する場合には、第1項第3号の規定にかかわらず、経営移譲補助金が支給されるものとする（改正 97.12.8., 99.3.31.）。
1. 農家自家消費用の生産面積を勘案して農林部令が定める面積以下の水田。
 2. 当該水田の位置・耕地整理状況など耕作条件上、経営移譲が困難と認定された水田等、農林部令が定める事由により継続耕作已む無しと認定された水田。
 3. 第1項第3号イ目による経営移譲計画書を提出し、経営移譲時期が到来しない水田。

第5条（経営移譲補助金の算定基準）

- ①経営移譲補助金の経営移譲面積当たり支給単価は特定農作物を耕作して得られる平均所得と賃貸して得られる平均所得等を考量し、農林部長官が企画予算処長官と協議して定める（改正 97.12.8., 99.3.31., 99.5.24.）。
- ②経営移譲補助金の支給額は第1項の規定による支給単価に経営移譲面積を乗じて算出する。但し、当該支給額の上限は農林部長官が定め告示する（改正 99.3.31.）。

第6条（経営移譲補助金支給対象者選定申請）

第3条の2の規定により経営移譲補助金の支給を受けようとする農業者は、経営移譲補助金支給対象者選定申込書に農林部令が定める書類を添付し、公社に提出しなければならない（改正 99.3.31.）。

第7条（経営移譲補助金支給対象者の調査等）

- ①公社は第6条の規定による申請がある時、農林部令の規定により次の各号の事項を調査しなければならない（改正 99.3.31.）。

1. 申請者が経営移譲した水田又は経営移譲しようとする水田を、当該申請者が直接耕作していたか又は耕作しているかどうか。
 2. 申請者が第4条第2項各号の規定による耕作が認められる水田以外の水田を耕作しているかどうか。
 3. 申請者が水田を賃借して耕作しているかどうか。
 4. その他経営移譲補助金の支給要件に該当しているかどうか。
- ②公社は第1項の規定により調査を行った時、調査内容について、当該水田の所在地別にこれを管轄する農地法第46条に定める農地管理委員会の委員1人の確認を得なければならない。
- ③公社は第1項及び第2項の規定による調査・確認の結果、申請者が経営移譲補助金支給対象者として適格であると認定するときは、市長・郡守又は自治区の区庁長に経営移譲補助金支給対象者の選定を依頼しなければならない（改正 99.3.31.）。

第8条（経営移譲補助金支給対象者の選定）

- ①市長・郡守又は自治区の区庁長は第7条第3項の規定による選定依頼を受けた時は、第4条の規定による支給要件との適合性を確認の後、農漁村発展特別措置法第52条第1項の規定による市・郡農漁村発展審議会（自治区の場合は当該機能を担う審議機構）の審議を経て経営移譲補助金支給対象者を選定して公告し、公社に報告しなければならない（改正 97.12.8., 99.3.31.）。
- ②公社は第1項の規定による報告を受けた時は、選定結果を申請者に書面で通知しなければならない。

第9条（経営移譲補助金の支給等）

- ①公社は第3条の2の規定による経営移譲補助金を支給しようとする時は、農林部令が定める経営移譲補助金支給対象者に選定された者と経営移譲補助金の支給に関する約定（以下「約定」という）を締結しなければならない（改正 99.3.31.）。
- ②約定に含むべき事項は以下の各号のとおりである（改正 99.3.31.）。
1. 経営移譲した水田の表示。
 2. 経営移譲補助金の支給額。
 3. 経営移譲補助金の支給方法と時期。
 4. 約定の解約及び解除とこれに伴う経営移譲補助金の返還に係る事項。
 5. その他約定の履行に係る農林部令が定める事項。
- ③公社は第1項の規定により約定を締結した時は、遅滞なく当該経営移譲補助金支給対象者に経営移譲補助金を支払わなければならない。

第10条（約定の解約及び解除等）

- ①公社は次の各号の1に該当する場合を除き、相手方の同意なく当事者の片方が一方的に解約することはできないという内容を、約定に関する書類（以下「約定書」という）に明示しなければならない（改正 99.3.31.）。
1. 第4条の規定により賃貸又は使用に対する水田の賃貸借又は使用貸下契約が解除された場合。
 2. 経営移譲補助金受給者が第4条第2項各号の規定による水田以外の水田を耕作する場合。
 3. 経営移譲補助金受給者が第4条第1項第3号の規定による経営移譲計画書の内容どお

りに経営移譲しない場合。

- ②公社は約定の相手方が虚偽その他不正な方法によって、経営移譲補助金支給対象者が選定されたり、約定を締結した場合には、当該約定を解除できることを約定書に明示しなければならない（改正 99.3.31.）。

第 11 条（経営移譲補助金の返還等）

- ①公社は第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により約定が解約又は解除された場合、経営移譲補助金を支給された者は、次の各号の区分により、すでに支給された経営移譲補助金の全部又は一部を返還しなければならないことを約定書に明示しなければならない。但し、第 1 号の規定によって返還する場合には、すでに支給された経営移譲補助金に経営移譲補助金が支給された翌日から返還日までの期間について年 1 割の利率により算定した金額を加算して返還すべき旨、約定書に明示しなければならない（改正 99.3.31.）。
1. 経営移譲補助金の全部を返還する場合：次の各目の 1 に該当する場合。
 - イ. 第 10 条第 1 項第 2 号の規定に該当する事由により約定が解除された場合。
 - ロ. 第 10 条第 1 項第 3 号の規定により約定が解除された場合。
 - ハ. 第 10 条第 2 項の規定により約定が解除された場合。
 2. 経営移譲補助金の一部を返還する場合：次の各目の 1 に該当する場合。
 - イ. 第 10 条第 1 項本文の規定により、相手方の同意を得て約定が解約された場合。
 - ロ. 第 10 条第 1 項第 1 号の規定に該当する事由により約定が解約された場合。
- ②第 1 項第 2 号の規定により経営移譲補助金の一部を返還させる場合、当該返還金は賃貸又は使用の残余期間を基準にして算定する（改正 99.3.31.）。
- ③経営移譲補助金の返還通知・返還期限、その他経営移譲補助金の返還に係る必要事項は農林部令で定める（改正 99.3.31.）。

第 12 条（経営移譲補助金支給に伴う事後管理等）

- ①公社は第 9 条の規定によって経営移譲補助金を支給した場合、農林部令の規定に従い、約定の相手方が当該約定内容を履行しているかどうかを調査しなければならない（改正 99.3.31.）。
- ②公社は約定の相手方が正当な事由なく約定を履行しない場合、第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による約定の解約又は解除事由に該当する場合には、遅滞なく約定の解約又は解除、経営移譲補助金の返還通知などの必要な措置を講じなければならない（改正 99.3.31.）。
- ③公社は経営移譲補助金の受給者及び専業農業者等に関する事項を、農林部令の規定に基づいて電算処理・管理するなど、必要な事後処理の方法を講じなければならない（改正 99.3.31.）。

第 13 条（親環境農業直接支払制度の施行）

- ①農林部長官は親環境農業直接支払制度を施行するため、第 15 条の規定による支給要件を備えた農業者等に対し、予算の範囲内において親環境農業所得補助金（以下「環境農業補助金」という）を支給する。
- ②農林部長官は第 1 項の規定による環境農業補助金の支給に係る業務を市長・郡守又は自治区の区庁長に委任して施行する（本条新設 99.3.31.）。

第 14 条（環境農業補助金の支給対象農産物）

環境農業補助金の支給対象農産物は環境保全効果等を考量して農林部長官が定める（本条新設 99.3.31.）。

第 15 条（環境農業補助金の支給要件）

第 13 条の規定による環境農業補助金が支給される農業者等は次の各号の要件を全て備えた者とする。

1. 第 14 条の規定による環境農業補助金の支給対象農産物を、第 17 条の規定による親環境農業実践基準を遵守してすでに生産又はこれから生産しようとする者。
2. 第 20 条の規定による環境農業補助金支給対象者に選定された者。
3. 第 22 条の規定による土壌成分検査及び残留農薬検査の結果、第 17 条の規定による親環境農業実践基準を遵守したことが確認された者（本条新設 99.3.31.）。

第 16 条（環境農業補助金の算定基準）

- ①環境農業補助金の算定基準は、第 14 条の規定による農産物を第 17 条の規定による親環境農業実践基準を遵守して生産する場合に発生する所得の減少等を考量し、農林部長官が予算庁長と協議して定める。
- ②環境農業補助金の支給額は、第 1 項の規定による支給基準に親環境農業履行規模を乗じて算出する。但し、支給額の上限など必要事項は農林部長官が定めて告示する（本条新設 99.3.31.）。

第 17 条（環境農業実践基準）

第 20 条の規定によって環境農業補助金支給対象者に選定された農業者等が遵守しなければならない農薬及び肥料などの使用に係る実践基準は環境農業育成法及び有機農業関連国際基準等を考量し、農林部令で定める（本条新設 99.3.31.）。

第 18 条（環境農業補助金支給対象者の選定申請）

第 13 条の規定による環境農業補助金の支給を受けようとする農業者等は、環境農業補助金支給対象者選定申込書に農林部長官が定める書類を添付して、市長・郡守又は自治区の区庁長に提出しなければならない（本条新設 99.3.31.）。

第 19 条（環境農業補助金支給対象者選定申請者に対する実態調査）

- ①第 18 条の規定によって環境農業補助金支給対象者選定申込書を提出された市長・郡守又は自治区の区庁長は、当該市・郡又は自治区所管の国立農産物検査所支所・出張所長及び農業協同組合中央会地方事務所長と合同して、申請者の親環境農業経営計画の内容、経営条件及び周辺地域に対する実態調査を実施しなければならない。
- ②第 1 項の規定による実態調査の項目・方法等について、必要な事項は農林部長官が定める（本条新設 99.3.31.）。

第 20 条（環境農業補助金支給対象者の選定）

- ①市長・郡守又は自治区の区庁長は第 19 条の規定による実態調査結果を考量し、申請者が第 17 条の規定による親環境農業実践基準を遵守して親環境農業を履行できると認定した場合は、農漁村発展特別措置法第 52 条第 1 項の規定による市・郡農漁村発展審査会（自治区の場合は当該機能を担う審議機構）の審議を経て環境農業補助金支給対象者

を選定し、申請者に通知しなければならない。

- ②第1項の規定による環境農業補助金支給対象者の選定に関し、必要な細部事項は農林部長官が定める（本条新設 99.3.31.）。

第21条（補助金支給対象者の義務）

- ①第20条の規定によって環境農業補助金支給対象者に選定された者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 農林部長官が定める親環境農業に関する教育を1回以上受講すること。
2. 農林部長官が定める肥料及び農薬使用台帳にそれらの使用状況を記録すること。
3. 市長・郡守又は自治区の区庁長は、環境農業補助金支給対象者が第1項各号の規定による遵守事項を守らない場合には、農林部令の規定により補助金の一部を減額支給できる（本条新設 99.3.31.）。

第22条（土壌及び農産物の検査）

- ①市長・郡守又は自治区の区庁長は、環境農業補助金支給対象者が第17条の規定による親環境農業実践基準を遵守しているかどうかを確認するため、環境農業補助金の支給対象農産物を栽培する圃場等に対して土壌成分検査、支給対象農産物に対して残留農薬検査をそれぞれ実施しなければならない。但し、残留農薬検査は国立農産物検査所長に依頼して実施するものとする。

- ②第1項の規定による土壌成分検査及び残留農薬検査に関し、必要な事項は農林部長官が定める（本条新設 99.3.31.）。

第23条（環境農業補助金の支給時期）

市長・郡守又は自治区の区庁長は、第22条の規定による土壌成分検査及び農産物の残留農薬検査の結果、環境農業補助金支給対象者が第17条の規定による親環境農業実践基準を遵守していることが確認された場合には、遅滞なく環境農業補助金を支給しなければならない（本条新設 99.3.31.）。

第24条（報告）

- ①公社は農林部長官が定めるところにより、次の各号の事項を農林部長官に報告しなければならない（改正 99.3.31.）。

1. 経営移譲補助金の支給に関する事項。
2. 経営移譲補助金支給対象者の選定申請に関する事項。
3. その他経営移譲補助金の支給及び事業の施行に必要な事項として、農林部長官が定める事項。

- ②市長・郡守又は自治区の区庁長は、農林部長官が定めるところにより、次の各号の事項を農林部長官に報告しなければならない（新設 99.3.31.）。

1. 環境農業補助金の支給に関する事項。
2. 環境農業補助金支給対象者の選定申請に関する事項。
3. その他環境農業補助金の支給及び事業の施行に必要な事項として、農林部長官が定める事項。

第25条（所要経費の支給）

農林部長官は第3条の2の規定による経営移譲補助金の支給を代行する公社、第22条

の規定による土壌成分検査又は残留農薬検査の業務を担当する市・郡・自治区，国立農産物検査所に対し，当該所要経費を支給することができる（本条新設 99.3.31.）。

附 則

- ①（施行日）本令は 1997 年 2 月 1 日から施行する。
- ②（他の法令の改正）補助金の予算及び管理に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。第 2 条中「工業奨励金交付規則第 2 条の規定による奨励金とする」を，「工業奨励金交付規則第 2 条の規定による奨励金と農産物の生産者のための直接支払制度施行規程第 3 条の規定による所得補助金とする」にする。

附 則（97.12.8.）略

附 則（99.3.31.）略

附 則（99.5.24.）略

世界貿易機関協定の履行に関する特別法

（仮訳：足立恭一郎）

第 1 条（目的）

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「協定」という）の履行に当たり、世界貿易機関会員国（以下「会員国」という）としての我が国の権利及び利益を確保し、協定の履行により発生する被害を最小化し、もって国民経済の健全発展を保障することを目的とする。

第 2 条（経済主権の保障）

協定の如何なる条項も、世界自由貿易体制の一員としての、我が国の正当な経済的権益の侵害を容認するものではない。

第 3 条（協定上の権益確保）

- ①政府は協定の基本原則に則り、権利と義務を履行する。
- ②政府は交渉結果が協定の基本原則に外れたり、協定義務の履行により特定品目の国内被害が大きいとき、協定に定められた手続により、これを修正するための交渉を推進しなければならない。

第 4 条（補助金に対する措置）

会員国が協定で許容されない補助金等によって輸出を行うときは、政府は協定及び関係法令の定めるところにより、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 5 条（民族内部取引）

南北朝鮮間の取引は民族内部取引として、協定による国家間の取引とは見做さない。

第 6 条（特別緊急関税）

農林水産物輸入量の急増や国際価格の暴落が生じた場合は、政府は協定及び関係法令の規定に基づき、譲歩税率を上回る特別緊急関税を賦課することができる。

第 7 条（農林水産物関税及び輸入差益金の用途）

協定履行による農林水産物関税及び輸入差益金は、関係法令の規定により、農漁民の所得向上及び農漁村の発展のために使用する。

第 8 条（国民健康の保護）

食品、容器、その他輸入品が検疫法・食品衛生法・植物防疫法・家畜伝染病予防法等の法令が定める細菌・病害虫、又は有害物質などを含有し国民の健康を害する恐れがあるときは、政府は当該輸入品及びこれを原料とする加工品、又は輸入品を製造・加工した製造元の類似品を協定の規定により、輸入禁止又は輸入制限することができる。

第 9 条（環境の保護）

特定物品の輸入により人間・動物の健康又は植物の成長を害する環境汚染の危険があるときは、政府は協定及び関係法令の規定により当該物品又はこれを原料にして製造・加工された物品に対して、その輸入を禁止又は制限することができる。

第 10 条（輸入機関の指定）

政府は農林水産物の輸入によって関連国内農林水産業が萎縮する危険が大きい物品に対しては、協定及び関係法令の規定により、政府・地方自治体・政府投資機関及び生産者団体等を指定して輸入することができる。

第 11 条（国内支援政策の施行）

①政府は協定発効後、可及的速やかに輸出品に対する信用保証と輸出市場に対する情報提供等、協定が許容する輸出市場開拓に関連する支援制度を拡充しなければならない。

②政府は協定発効後、可及的速やかに農林水産業の生産者を保護するために、協定が許容する次の各号の支援措置を講じなければならない。

1. 生産統制を目的とする直接支払。
2. 零細農のための補助。
3. 土壌等環境保全のための有機農業、限界地農業に対する補助。
4. 農林水産業災害に対する支援。
5. 生産に関連しない所得補助。

第 12 条（生産者団体の農林水産物需給調整事業に対する支援）

政府は農林水産物の需給調整事業を行う生産者団体に対し、関係法令の規定により、買入・備蓄・加工等の施設に対する支援措置を講じなければならない。

第 13 条（農林水産業の構造調整事業の実施）

政府は協定の履行に関連した農林水産業の構造調整事業を施行し、協定発効後は年 1 回、施行内容を国会に報告しなければならない。

第 14 条（施行令）

この法律の施行に必要な事項は大統領令で定める。

附 則

この法律は公布の日から施行する。

農 業 ・ 農 村 基 本 法

(仮訳：足立恭一郎)

第 1 章 総則

第 1 条(目的)

本法律は、国家と国民経済の基盤である農業・農村の発展を図るため、農業・農村の展開方向と国家の政策方向に関する基本事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (基本理念)

国民の食料の安定供給、国土環境保全など、経済的・公益的機能を担う基幹産業として国家経済の調和・発展基盤となる農業、自律と創意に基づいて他産業従事者と均衡した所得を実現する経済主体として成長する農業者、固有の伝統・文化を保存する豊かな産業・生活空間として発展する農村を未来世代に承継することを本法律の基本理念とする。

第 3 条 (定義)

本法律で使用する用語の定義は以下の各号のとおりである。

1. 「農業」とは農作物生産業、畜産業、林業及びこれに関連した産業であつて、大統領令で定めるものをいう。
2. 「農業者」とは農業に従事する者であつて、大統領令で定める基準に該当する者をいう。
3. 「農業経営体」とは農業者、第 15 条の規定による営農組合法人、及び、第 16 条の規定による農業会社法人をいう。
4. 「生産者団体」とは農業生産力の増進と農業者の権益保護のための農業者の自主的な組織であつて、大統領令で定める団体をいう。
5. 「農村」とは郡の地域、及び、市の地域のうち大統領令で定める地域をいう。
6. 「農産物」とは農業活動によって生産された農作物・畜産物・林産物、その他大統領令で定める生産物をいう。

第 4 条 (国家・地方自治体及び農業者の責務)

- ①国家及び地方自治体は、農業の安定した成長と発展及び農村地域開発等のための総合的な施策を策定・施行する責務を負う。
- ②農業者は農業・農村の発展主体であり、品質の良い安全な農産物の安定的生産・供給、生産性向上、経営革新等を通じて国家の発展に資するよう努めなければならない。

第 2 章 農業・農村施策の基本方向

第 5 条 (施策の策定・施行の基本原則)

国家及び地方自治体は農業施策の策定・施行にあたり、市場経済原理に基づく効率性追求のみならず、農業の公益的機能についても考慮しなければならない。

第6条（国民食料の安定的供給）

国家及び地方自治体は国民食料の安定的供給が国家の健全な発展及び国民の生活安定のための必須要素であることを認識し、適正な食料自給水準の目標を設定・維持し、適正な食料在庫量の確保に努めなければならない。

第7条（農業構造改善の促進）

国家及び地方自治体は農産物の生産・流通等、総合的な農業構造改善を通じて農業の競争力を高め、農業者の所得増大に努力しなければならない。

第8条（農村地域開発及び福祉増進）

- ①国家及び地方自治体は農村を都市と連繋する生活空間として発展させ、農村の快適性増大に努めなければならない。
- ②国家及び地方自治体は農村地域固有の伝統と文化を保全・継承し、農村住民の福祉増進に努めなければならない。

第9条（環境親和的農業の育成）

国家及び地方自治体は農業の環境保全機能を増大させ、安全な農産物の生産及び消費を促進するため、持続可能な環境親和的農業を育成しなければならない。

第10条（統一準備のための農業政策）

- ①政府は統一对応準備のため、北朝鮮の農業生産体制、農地及び農産物流通制度等に関する調査・研究を行わなければならない。
- ②政府は南北朝鮮間の農産物交易は民族内部交易であることを認識し、南北朝鮮間農業部門の相互交流及び協力増進に努めなければならない。

第3章 農業構造改善

第1節 農業者の育成

第11条（家族農の経営安定）

政府は家族労働力を主軸にした家族農の生産性向上と経営安定を図るため、個々の農家特性に適合した規模化・専門化・協同化等に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第12条（後継農業者の育成）

農林部長官は未来の農業者を持続的に育成するため、農業を経営する者（或いは経営する意思がある者）を農林部令の規定に基づいて後継農業者として選定し、必要な支援を行う。

第13条（専業農業者の育成）

農林部長官は専門農業技術及び経営能力を備え、農業発展に対して中枢的・先導的役割を担う農業者を、農林部令の規定に基づき、専業農業者として選定し必要な支援を行う。

第14条（女性農業者の育成）

国家及び地方自治体は農業政策の策定・施行に際し、女性農業者の参加拡大を図る等、女性農業者の地位向上と専門農業者化に必要な措置を講じなければならない。

第 15 条（営農組合法人の育成）

- ①協業的農業経営を通じて生産性を高め、農産物の出荷・加工・輸出などを共同で行おうとする農業者は、5人以上を組合員にして、営農組合法人を設立することができる。
- ②営農組合法人は当該法人事務所の所在地において、法人設立登記を行うことによって成立する。
- ③営農組合法人は定款に定められた農業者及び農産物の生産者団体を組合員とする。ただし、組合員でない者であっても、大統領令に定める者は、出資・議決権のない準組合員として当該営農組合法人に加入できる。
- ④営農組合法人は大統領令が定める生産者団体に組合員又は準組員として加入できる。
- ⑤商法第 176 条の規定を営農組合法人の解散命令に関して準用する。この場合、農林部長官は裁判所に営農組合法人の解散を請求することができる。
- ⑥営農組合法人の設立・出資・事業・定款記載事項及び解散等に関する必要事項は大統領令で定める。

第 16 条（農業会社法人の育成）

- ①企業の農業を経営する者、農産物の流通・加工・販売を行う者又は農業者の農作業を代行する者は、大統領令の規定により農業会社法人を設立することができる。
- ②農業会社法人を設立できる者は農業者及び農産物の生産者団体とする。ただし、非農業者であっても、大統領令が定める出資比率の範囲内において農業会社法人に出資することができる。
- ③第 15 条第 4 項及び第 5 項の規定を農業会社法人について準用する。
- ④農業会社法人の設立・出資及び附帯事業等に関し必要な事項は大統領令に定める。
- ⑤農業会社法人に関して本法律に規定したことを除き、商法中の会社に関する規定を準用する。

第 17 条（農業者の経営革新及び資金支援）

- ①国家及び地方自治体は農業者の持続的な経営革新を通じて所得の向上が図れるよう、農業経営に関する相談・諮問、教育訓練及び情報提供等に必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②政府は農業経営体に対して、その事業計画、技術水準及び経営能力などを考慮し、農業分野の資金を支援することができる。

第 18 条（農業関連団体の育成）

国家及び地方自治体は農業人の権益を保護し、経済活動を促進するため、生産者団体及び農業者団体など農業関連団体の設立及び運営を支援することができる。

第 2 節 農地の利用及び保全

第 19 条（農地に関する基本理念）

農地は国民食料の安定供給及び環境保全のための基盤であり、農業と国家経済の調和した発展に影響を及ぼす貴重な資源として適正に利用・保全しなければならない。

第 20 条（農地の所有と利用）

- ①国家及び地方自治体は憲法に定める「耕者有田原則」を達成するため、農地所有等に関する施策を策定・施行しなければならない。
- ②国家及び地方自治体は農業と国家経済との均衡発展のために農地が効率的に利用されるよう、農地の利用促進に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第 21 条（農地の保全）

- ①国家及び地方自治体は農地が適正規模に維持されるよう、農地保全に必要な施策を策定・施行しなければならない
- ②国家及び地方自治体は第 1 項に定める施策の策定・施行にあたり、農業生産基盤が整備された農地、集団化された農地等、優良農地を優先的に保全しなければならない。

第 3 節 農業生産構造の高度化

第 22 条（農業生産基盤の整備）

国家及び地方自治体は持続的で安定した農業生産力を確保するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第 23 条（農業経営規模の適正化及び農業経営資産の流動化促進）

国家及び地方自治体は農業の生産性を向上させて農業者所得の安定を図るため、農業経営規模の適正化及び農業経営資産の流動化促進に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第 24 条（農業機械化等の促進）

国家及び地方自治体は営農費用を節減し農業の生産性向上を図るため、農業機械・農業資材・農業施設の研究・開発・普及と、それらを活用するための教育訓練等の促進に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第 25 条（農業科学技術の振興）

- ①国家及び地方自治体は農業の先進化・尖端化を促進するため、先端農業科学技術及び実用農業技術の研究・開発・普及等、農業科学技術振興のための総合計画を策定・施行しなければならない。
- ②第 1 項に規定する計画の策定・施行に関し必要な事項は大統領令で定める。

第 26 条（ベンチャー農業等の育成）

国家及び地方自治体は農業分野における先端科学技術及び営農・経営技法の開発・普及を図るため、農業と農業関連産業との有機的な連繋を通じて農業の附加価値を高めるベンチャー農業等を支援・育成することができる。

第 27 条（知的財産権等の保護）

- ①政府は農業遺伝資源、営農技術、商標など有形・無形の農業関連分野の知的権利を保護するために必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②政府は地域特化産業の育成及び消費者保護のため、地域固有の特性を有する農産物及び加工品の保護に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第 28 条（農業及び農村地域の情報化）

- ①国家及び地方自治体は農業及び農村地域の情報化を促進するために必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②農林部長官は第 1 項に定める施策を効果的に推進するため、農業及び農村地域関連情報を提供する者等に対し、必要な支援を行うことができる。

第 29 条（農業技術開発事業の推進）

- ①政府は実用農業技術、農業関連生産技術等を速かに開発・普及するため、農業関連研究

機関又は団体等に対して農業技術開発研究を遂行せしめることができる。

- ②政府は第1項の規定により技術開発研究課題を遂行する農業関連研究機関又は団体等に対し、当該研究に必要な資金を支援することができる。

第4章 農産物の需給安定及び流通改善

第30条（農産物の需給及び価格の安定）

- ①政府は農産物の円滑な需給と価格の安定のために農業観測、生産調整、買入備蓄及び生産者団体の自助基金創設等、必要な施策を策定・施行することができる。
- ②政府は第1項に定めた施策を効率的に施行するため、農業経営体、生産者団体又は農産物流通業を営む者等に対し必要な支援を行うことができる。

第31条（農産物の流通改善）

- ①国家及び地方自治体は生産者団体を中心とした生産地流通の活性化を積極的に図り、農産物の生産地及び消費地に販売市場・共販場・物流センターなど多様な流通施設を拡充するとともに、それらの運営改善に必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②国家及び地方自治体は農産物の包装・規格化など物流の標準化の促進、多様な流通情報の収集・提供及び流通教育等、必要な施策を策定・施行しなければならない。

第32条（農産物の品質管理等）

- ①政府は農産物の商品性向上と消費者保護のため、原産地表示及び品質管理等、必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②政府は国民の健康及び農業環境の保護のため、輸出入農産物・動植物に対する検疫及び衛生検査など、必要な施策を策定・施行しなければならない。

第33条（農産物加工産業の育成）

国家及び地方自治体は農業と食品産業の調和した発展及び農産物の付加価値を高めるため、農産物加工食品及び伝統食品の研究開発、加工施設に対する支援等に必要な施策を策定・施行しなければならない。

第5章 農産物の交易及び国際協力

第34条（対外通商及び国際協力）

- ①政府は我が国の権利及び利益を確保するため、総合的な農業通商施策を策定・施行しなければならない。
- ②政府は農業分野の国際協力を推進するため、農業政策に関する情報及び人的・技術的交流、農業関連国際機関の活動への参加等、必要な努力をしなければならない。
- ③政府は海外依存度が高い農産物の安定的供給のため、農業投資環境調査など海外農業開発に必要な支援を行うことができる。

第35条（農産物の輸出振興）

- ①国家及び地方自治体は農産物の輸出振興と我が国食文化の伝播等を図るため、海外市場開拓、貿易情報の収集・提供等に必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②国家及び地方自治体は第1項に規定する施策を効果的に推進するため、農業経営体、生産者団体及び農産物を輸出する者等に対し、国際規範に抵触しない範囲内において必要

な支援を行うことができる。

第 36 条（農産物の輸入管理）

農産物の輸入増加が国内の農業発展に大きな影響を及ぼす懸念がある場合、政府は国際規範に抵触しない範囲内において適切な措置を講じなければならない。

第 6 章 農村地域開発及び所得支援

第 37 条（農村地域開発施策の策定）

- ①国家及び地方自治体は農村住民の生活の質的向上及び国土の均衡のとれた開発のため、各地域の特殊性を考慮した総合的な農村地域開発施策を策定・施行しなければならない。
- ②国家及び地方自治体は第 1 項の規定による開発施策を策定する時は、環境保全を考慮して開発と保全の調和を図るよう努めなければならない。

第 38 条（農村地域産業の振興及び開発）

- ①国家及び地方自治体は農村住民の所得増大と農村経済の活性化のため、産業団地造成、地域特産品生産団地の育成、農産物加工業はじめ農業関連産業の育成等に必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ②国家及び地方自治体は都市住民の健全な情緒涵養、都市と農村間の交流の拡大、農村住民の所得増大等のため、地域の特色を生かしたグリーン・ツーリズム及び休養資源の開発等に必要な施策を策定・施行しなければならない。
- ③国家及び地方自治体は第 2 項の目的を達成するため、地域文化施設等の設置・運営及び地域の文化行事開催等に必要な支援を行うことができる。

第 39 条（農業者に対する所得支援）

政府は農業者の所得及び経営安定の必要があるときは、以下の各号の支援を行う。

1. 零細農に対する支援
2. 土壌など環境の保全のための支援
3. 農業災害に対する支援
4. 農業経営の規模拡大など構造調整のための支援
5. 条件不利地域に対する支援
6. その他、農業生産に直接関連しない所得補助

第 40 条（農業災害に対する施策）

政府は自然災害から農業経営を守り、安定・持続的な農産物生産を確保するため、旱害・水害・風害・冷害等の農業災害に対する予防、応急・復旧対策、農業災害保険、共済制度等必要な施策を講じなければならない。

第 41 条（農地転用負担金）

- ①農林部長官は農村などの構造改善事業に対する投資財源を確保するため、農地法第 40 条第 1 項の規定により、農地造成費を納付すべき者に対して、転用負担金を賦課・徴収しなければならない。
- ②第 1 項の規定による転用負担金の金額は「公示地価及び土地等の評価に関する法律」による当該農地の個別公示地価（当該農地の個別公示地価がない場合には、同法第 10 条の規定に基づいて公示地価を基準に算定する金額。以下同じ。）の範囲内で、大統領令に定める賦課基準を適用し算定した金額とする。但し、この場合、当該農地の個別公示

地価の水準、転用に伴う利益の発生程度等を考量し、賦課調整できるものとする。

- ③農林部長官は第1項の規定により転用負担金を納入すべき者が納付期限内にこれを納入しない時は、当該農地転用の許可・協議・同意又は承認を取消することができる。この場合、農林部長官は聴聞を実施しなければならない。
- ④農地法第42条第1項の規定により用途変更承認を得なければならない者のうち、転用負担金の賦課が減免される施設の敷地として転用された土地を、転用負担金が減免されない施設又は減免比率の低い施設の敷地として使用する者は、大統領令の規定により、当該減免分に相当する転用負担金を納付しなければならない。
- ⑤第1項及び第4項の規定により徴収する転用負担金のうち、第6項の規定による手数料を除外した金額を、農漁村構造改善特別会計法による農漁村構造改善特別会計に納付しなければならない。
- ⑥農林部長官は農地法第53条又は農業基盤公社及び農地管理基金法第35条の規定により、権限の委任又は委託を受けた者に転用負担金の賦課・徴収に関わる業務を遂行させる場合は、大統領令の規定により手数料を支給することができる。
- ⑦第1項及び第4項の規定による転用負担金の賦課・徴収及び過誤納付金の返還方法、その他必要な事項は大統領令で定める。
- ⑧第1項及び第4項の規定により転用負担金を納付すべき者が納付期限内に納付しない時は、国税滞納処分又は地方税締納処分例に従ってそれを徴収することができる。

第7章 農業・農村発展計画の推進

第42条（農業・農村発展計画）

- ①農林部長官は農業と農村地域の均衡の取れた開発を実施するため、農業・農村発展基本計画（以下「基本計画」という）を策定しなければならない。
- ②広域市長及び道知事（以下「市・道知事」という）は第1項に規定する基本計画に基づき、当該管轄地域の特性を考慮した広域市・道農業・農村発展計画（以下「市・道計画」という）を策定・施行しなければならない。
- ③市長・郡守及び自治区の区庁長は第2項に規定する市・道計画に基づき、当該管轄地域の特性を考慮した市・郡・区農業・農村発展計画（以下「市・郡・区計画」という）を策定・施行しなければならない。
- ④第1項ないし第3項の規定による発展計画の策定・施行に関し、必要な事項は大統領令で定める。

第43条（農政審議会）

- ①農業・農村の発展に関する基本計画、市・道計画及び市・郡・区計画、その他農業・農村の発展に重要と認める事項を審議するため、農林部に中央農政審議会、市・道に市・道農政審議会、市・郡・自治区に市・郡・区農政審議会をそれぞれ設置する。
- ②各農政審議会の構成・運営等に関し、必要な事項は大統領令で定める。

第44条（農業・農村発展計画の効率的推進）

- ①農林部長官は基本計画を効率的に推進するため、基本計画に含まれた事業費が毎年の予算編成時に優先的に扱われるよう努めなければならない。
- ②農林部長官は各地方自治体の農業・農村発展計画に対して基本計画との連繋性、推進実績及び成果等を評価し、その結果に基づいて支援予算配分を差別することができる。

第 45 条（農政に関する年次報告書）

- ①政府は毎年、農業・農村動向と農政施策等に関する報告書を作成し、中央農政審議会の審議を経て国会に提出しなければならない。
- ②市・道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長は毎年、当該地域の農業・農村動向と農政施策等に関する報告書を作成し、それぞれ当該農政審議会の審議を経て当該地方議会に提出しなければならない。
- ③第 1 項及び第 2 項の規定による報告書には各種農業施策等に対する評価が含まれなければならない。

第 8 章 補 則

第 46 条（準農村地域に対する支援）

第 3 条第 5 号の規定による農村外の地域であっても、農地法による農業振興地域と都市計画法による開発制限区域については、大統領令の規定により、これを農村と見做して必要な支援を行うことができる。

第 47 条（租税の減免）

国家又は地方自治体は農村の発展のための事業を効率的に推進するため、租税減免規制法と地方税法の規定により租税を減免することができる。

第 48 条（権限の委任等）

- ①本法律による農林部長官の権限の一部を、大統領令の規定により、市・道知事、市長・郡守又は自治区の区庁長に委任することができる。
- ②農林部長官は大統領令の規定により農業基盤公社、及び、農地管理基金法第 35 条の規定により農地管理基金の運用・管理業務を委託された者に対し、それぞれ第 41 条第 1 項及び第 4 項に規定する転用負担金の徴収業務を代行させることができる。

附 則

第 1 条（施行日）

本法律は 2000 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（他の法律 廃止） 次の各号の法律は廃止する。

1. 農業基本法
2. 農産物価格維持法
3. 農水産物輸出振興法

第 3 条（農業者の後継者等に関する経過措置）

本法律の施行当時、従来の農漁村発展特別措置法第 4 条の規定により農業後継者又は林業後継者に選定された者は、第 12 条の規定による後継農業者として選定されたものと見做す。

第 4 条（専業農業者に関する経過措置）

（以下、省略）

「新」農業基本法：日韓対照

韓国 農業・農村基本法 (1999年2月5日制定)	日本 食料・農業・農村基本法 (1999年7月12日制定)
第1章 総則	
第1条(目的)	第1条(目的)
第2条(基本理念)	—
第3条(定義)	—
第4条(国家・地方自治体及び農業者の責務)	第7条(国の責務) 第8条(地方公共団体の責務) 第9条(農業者等の努力) 第10条(事業者の努力) 第13条(法制上の措置等)
—	第12条(消費者の役割)
第2章 農業・農村施策の基本方向	
第5条(施策の策定・施行の基本原則)	第2条(食料の安定供給の確保)
第6条(国民食料の安定的供給)	—
第7条(農業構造改革の促進)	第5条(農村の振興)
第8条(農村地域開発及び福祉の増進)	—
第9条(環境親和的農業の育成)	第32条(自然循環機能の維持増進) 第3条(多面的機能の発揮) 第4条(農業の持続的な発展)
—	第6条(水産業及び林業への配慮)
第10条(統一準備のための農業政策)	—
第3章 農業構造改革	
第1節 農業者の育成	
第11条(家族農の経営安定)	第27条(高齢農業者の活動の促進)
第12条(後継農業者の育成)	第25条(人材の育成及び確保)
第13条(専業農業者の育成)	第22条(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)
第14条(女性農業者の育成)	第26条(女性の参画の促進)
第15条(営農組合法人の育成)	第28条(農業生産組織の活動の促進)
第16条(農業会社法人の育成)	—
第17条(農業者の経営革新及び資金支援)	第11条(農業者等の努力の支援)
第18条(農業関連団体の育成)	第28条(農業生産組織の活動の促進)
第2節 農地の利用及び保全	
第19条(農地に関する基本理念)	第23条(農地の確保及び有効利用)
第20条(農地の所有と利用)	第24条(農業生産の基盤の整備)
第21条(農地の保全)	—
—	第33条(農業資材の生産及び流通の合理化)
第3節 農業生産構造の高度化	
第22条(農業生産基盤の整備)	—
第23条(農業経営規模の適正化及び農業経営資産の流動化の促進)	第21条(望ましい農業構造の確立)
第24条(農業機械化等の促進)	—
第25条(農業科学技術の振興)	—
第26条(ベンチャー農業等の育成)	—
第27条(知的財産権等の保護)	—
第28条(農業及び農村地域の情報化)	—
第29条(農業技術開発事業の推進)	—
第4章 農産物の需給安定及び流通改善	
第30条(農産物の需給及び価格の安定)	第30条(農産物の価格の形成と経営の安定)
第31条(農産物の流通改善)	—
第32条(農産物の品質管理等)	第16条(食料消費に関する施策の充実)
第33条(農産物加工産業の育成)	第17条(食品産業の健全な発展) 第29条(技術の開発及び普及)
第5章 農産物の交易及び国際協力	
第34条(対外通商及び国際協力)	第20条(国際協力の推進)
第35条(農産物の輸出振興)	第18条(農産物の輸出入に関する措置)
第36条(農産物の輸入管理)	第19条(不測時における食料安全保障)
第6章 農村地域開発及び所得支援	
第37条(農村地域開発施策の策定)	第34条(農村の総合的な振興)
第38条(農村地域産業の振興及び開発)	第36条(都市と農村の交流等)
◆第39条(農業者に対する所得支援)◆ 1) 零細農に対する支援 2) 土壌など環境保全のための支援 3) 農業災害に対する支援 4) 経営の規模拡大など構造調整のための支援 5) 条件不利地域に対する支援 6) その他、農業生産に直接関連しない所得補助	◆第35条(中山間地域等の振興)◆
第40条(農業災害に対する施策)	第31条(農業災害による損失の補てん)
第41条(農地転用負担金)	—
第7章 農業・農村発展計画の推進	
第42条(農業・農村発展計画)	第15条(基本計画の策定等) 第39条(食料・農業・農村政策審議会の設置) 第40条(権限) 第41条(組織) 第42条(資料の提出等の要求) 第43条(委任規定)
第43条(農政審議会)	—
第44条(農業・農村発展計画の効率的推進)	第37条(行政組織の整備等) 第38条(団体の再編成等)
第45条(農政に関する年次報告書)	第14条(年次報告等)
第8章 補則	
第46条(準農村地域に対する支援)	—
第47条(租税の減免)	—
第48条(権限の委任等)	—
附則	附則
(省略)	(省略)

水田農業直接支払制度 事業施行指針（2001年度）

(仮訳：足立恭一郎)

1. 目 的

WTO農業協定における基本的な許容政策である、直接支払制度を水田農業に導入することによって農家所得の安定を図り、洪水防止・景観維持など水田の持つ公益的機能を保全し、肥料・農薬の適正使用など親環境的営農の普及を誘導し、もって国土環境保全及び安全な農産物の生産を奨励することを目的とする。

2. 施策及び推進方向

- ①本事業は圃場の形状等を考慮し、公益機能の維持に適合した農地（水田）を対象に実施する。
 一事業対象農地は1998年から2000年までの3年間、水田農業に利用された農地であって、支給要件を満たし、それを履行する農地とする。
 ＊2001年に水田農業直接支払制度事業の対象農地を選定する。したがって、開墾・干拓等により2001年以後、新しく水田農業に利用される農地は支給対象にはならない。
 ＊但し、2001年に選定されなかった農地であっても、支給要件を整備・履行することにより2002年以後、支給対象農地の選定申請を行うことができる。
- ②実質的な農業経営者（実耕作者）として支給要件を履行する者に支給する。
- ③水田の形状・公益機能の維持・親環境的営農の実践等の義務を賦課し、その履行の有無を点検した上で補助金を支給する。
 一支給対象に選定された農地に対しては、支給要件の不履行など特別な法的違反のない限り、事業の施行期間中、補助金を支給する。
- ④村（里、洞）別又は営農会別にその代表を選定して「村協約」を作成し、水田の公益機能の維持及び環境親和的活動を誘導する。

3. 根拠法令

「世界貿易機関協定の履行に関する特別法」第11条、「農業・農村基本法」第39条。

4. 2001年度事業計画

ア. 事業費内容

区 分	事業量 (1000ha)	事業費 (100万ウォン)			備 考
		計	国 庫	融 資	
合 計		210,500	210,500		
①水田農業補助金	890	207,300	207,300		
・ 振興地域	580	144,700	144,700		補助金 (25万ウォン/ha)
・ 非振興地域	310	62,600	62,600		補助金 (20万ウォン/ha)
②事業管理費		3,200	3,200		履行点検, コンピュータ管理, 教育

イ. 支給条件

①農業振興地域 : ha 当たり 250 千ウォン (国庫補助 100%)

②農業振興地域外 : ha 当たり 200 千ウォン (国庫補助 100%)

* 補助金支給単価は 2001 年予算案に関する国会審議の過程で多少変更できる。

ウ. 事業主管機関 : 市長・郡守・自治区の区庁長 (以下「市長・郡守・区庁長」)。

①事業計画の策定及び予算確保 : 農林部

②事業施行及び予算執行 : 市・郡・区

ー村別主体的推進体系の構築 : 里・洞 (村代表)

ー対象者の適格性の有無の確認及び対象者の管理 : 邑・面・洞 (以下「邑・面」)

ー対象者の選定, 支給要件の履行の点検及び補助金の支給 : 市・郡・区

* 履行有無の点検及び農業者教育等は市長・郡守・区庁長の責任下において, 次の各専門機関が主管し実施する。

ー水田の形状及び公益機能の維持義務の点検 : 農業基盤公社 (市・郡支部)

ー土壌検査 : 市・郡農業技術センター

ー残留農薬検査 : 国立農産物品質管理院 (市・郡出張所)

ー農業者教育の実施 : 市・郡農業技術センター

エ. 事業推進体系

業 務 の 流 れ	時 期	主 要 内 容
①指針・通達の広報	2000. 12. 1. ~ 2001. 1. 31.	・「水田農業直接支払制度施行指針」通達 (農林部) ・直接支払制度事業の説明及び広報 (市・郡, 邑・面)
↓		
②村代表選定及び事業申請	2001. 1. 11. ~ 3 月末	・村別 (営農会別) に村代表を選定し, 「村協約」を作成 ・村代表は支給約定申請書を集めて邑・面に提出 (村代表)
↓		
③対象者の選定	3. 1. ~5 月末	・対象者の適格性の有無の確認 (邑・面) ・補助金支給対象者の選定 (市・郡) ・確定名簿を村・関連機関に通知 (村協約履行表の配布)
↓		
④履行状況の点検 (播種期)	4 月~10 月	・支給要件の履行の有無の点検 (市・郡) * 専門機関が主管して実施 ー水田の形状及び公益機能の維持 (農業基盤公社) ー土壌検査 (市・郡農業技術センター) ー残留農薬検査 (国立農産物品質管理院)
↓		
⑤総合点検, 対象の確定	10 月~11 月	・履行状況の総合点検 (市・郡) ー補助金の支給対象者及び支給額の確定
↓		
⑥補助金の支給	11 月~12 月	・補助金の支給 ー農家別に支給

5. 事業施行

ア. 事業対象農地の選定

(1) 対象農地の要件

- ①公簿上の指定とは関係なく、実際の土地利用において 1998 年から 2000 年までの 3 年間、水田農業に利用された農地であって、「水田の形状及び公益機能の維持」及び「親環境的営農実践」等、支給要件の履行に適合した農地であること。
- －農地原簿上の実際指定（公簿上の指定ではない）が「水田（営）」である農地：農地原簿。
- －実際の土地利用において水田として利用される土地であって、その事実を村代表（邑・面の長）が確認した農地：村代表確認書。
- －3 年の期間内において耕地整理、天変地異等、市長・郡守・区庁長が止むを得ないと判断する事由により一時的に水田農業に利用できなかった場合には、支給対象として該当農地を選定することができる。

②対象除外

- －親環境農業直接支払制度の対象農地（水田）。
 - ・但し、予算査定・事業変更等により親環境農業直接支払制度の対象農地から除外された場合であって、上記基準に適合する場合には、支給対象農地として選定することができる。
- －河川敷。
- －農地転用を伴う事業の施行等により農地法第 36 条に規定する農地転用許可（他の法律による処理を含む）を得たり、農地法第 37 条及び第 45 条の規定による農地転用申告を行った農地。
- －各種開発事業予定地内の農地で、補助金支給要件の履行が困難な以下の農地。
 - ・都市計画法における都市計画区域の住居・商業・工業地域内の農地（水田）。
 - ・産業立地及び開発に関する法律により指定された産業団地・農工団地内の農地（水田）。
 - ・宅地開発促進法により指定された宅地開発予定地区内の農地。
 - ・その他法律によって各種開発事業予定地として指定又は告示された地域で、今後、支給要件の履行が困難な農地。

(2) 対象農地の選定手順

(ア) 施行指針の策定・通報及び事業の広報

①水田農業直接支払制度施行指針の策定・通達

- －農林部長官は水田農業直接支払制度施行指針を策定し、特別・広域市長・道知事（以下「市・道知事」）及び市長・郡守・区庁長に通達する。
- －市長・郡守・区庁長は農林部及び市・道知事が策定・通達した水田農業直接支払制度施行指針に基づく事業が効率的に施行できるよう、諸般の事項を整備し施行する。

②施行指針の広報及び事業の案内

- －市長・郡守・区庁長は関連機関（農業技術センター、農協、基盤公社等）の協力を得て、施行指針の内容を農業者に分かり易く広報する。
- －広報の方法
 - ・市・郡広報誌、地方誌等に掲載する。
 - ・広報用の冊子又はリーフレットを製作・配布する。
 - ・村内放送、町内会及び座談会の開催等を通じた広報を行う。

③村代表の選定

- －邑・面の長は村別にその長（又は構成員が推薦する者）を村代表として選任する。
 - ・村別に代表の選任が困難な場合には、営農会別に選任する（営農会長等）。
- －村代表は水田農業直接支払制度関連業務に関し業務協力する。
 - ・実際に水田農業に利用される農地（水田）の確認に協力する。
 - ・村別の環境親和的な営農の誘導、親環境農業の伝達教育、村協約の履行表の作成・管理、要

件の履行有無の確認に協力する。

④水田の公益的機能の保全のための管理協約（以下「村協約」）

―村代表は構成員の合意に基づく「村協約」（別掲第1号書式）を作成し、村協約に参加した農家の約定申請書と共に邑・面に提出する。

―村協約は里・洞単位又は営農会単位で作成し、水田農業直接支払制度事業を円滑に推進するために新しい村指導者、婦女指導者、農村指導者等2～3名の運営委員を追加選出し、「水田農業直接支払制度村協約運営委員会」を設置する。

・運営委員は「村協約」の作成及び「農地利用・耕作確認書」の発給等、直接支払制度事業推進に必要な事項を村代表及び構成員と協議して処理する。

―村協約において水田の公益機能の維持及び環境親和的活動に関する村の目標を設定し、構成員間の責任及び役割を規定し、自発的な実践を誘導する。

⑤農地原簿資料の活用に対する協力

―邑・面の長は村代表の要請がある場合、あるいは事業の円滑な推進に必要と判断される場合には、支給約定申請前に農地原簿の写し（調査用）を村代表に提供し、農家の申請書作成の参考に供する。

（イ）事業申請

①申請時期：2001.1.1～3月末。

②申請資格

―支給対象農地（水田）において、自らの判断及び責任に基づいて農業経営を行う農業者又は農業法人であって、水田の形状及び公益機能の維持、親環境的営農義務等の支給要件を履行しようとする者。

・自らの所有農地において直接農業経営する“自営”，農地法の規定により許容される“委託経営”及び許容される“賃借”経営（無償で借りる場合を含む）を含む。

―但し、次の場合には申請資格は無い。

・支給申請した総水田面積規模が1,000㎡未満の農家。

・市・郡農地利用実態調査の結果、農地処分命令を受けた者。

③申請書類

―水田農業直接支払補助金支給約定申請書（別紙，第2号書式）。

―申請書は事業施行の初年度（2001年度）に作成して提出し、それ以後は変更事項がある場合にのみ変更申請書を提出する。

※申請者の農地原簿により申請内容が確認できる場合は、申請書以外の貼付書類の提出を省略することができる。

―該当農地（水田）が過去3年間、水田農業に利用された土地であることを証明する書類：土地台帳、村代表の確認書等。

―申請者が該当農地（水田）において農業経営を行う耕作者であることを証明する書類：農地原簿謄本（他の市・区・邑・面で発給する場合）、自営証明、村代表の確認書、売買・賃貸借契約書等。

※農地原簿において、営農を共にする世帯員として登録している場合は、当該世帯員名でも申請することができる。但し、この場合、農地原簿上の農家世帯主との重複申請の有無を確認する。

※村代表確認書（別紙，第3号書式「農地利用及び耕作現況確認書」を使用）

・土地所有者の賃貸借契約の忌避等により、農地原簿等の公的書類が提出できない場合、客観的立場にある村代表（又は邑・面の長）は該当農地の実際利用状況（地番，地目，面積等）及び実質的耕作者等に関する確認書を発給できる。

・他地域居住者（出入耕作者）の場合にも、農地所在地の村代表（又は邑・面の長）は耕作者に確認書を発給できる。

- ・その場合、村代表（又は邑・面の長）は村代表確認書発給の信頼性を確保するため、村別運営委員の確認（又は連署）を得て発給する。

④申請手順

- ー該当農業者は申請書類を作成し、村代表に提出。
- ・申請書は村代表を経由して申請者の居住地の邑・面に提出する。
- ー村代表は申請書類を集め、申請書の記載漏れ等の有無を確認し、「村協約」と共に邑・面の長に提出する。
- ー村代表は必要があれば村別運営委員会を開催し、村代表の確認書の発給及び村協約作成等に関する事項を協議し、適正に処理する。

(ウ) 対象農地（水田）及び申請者の適格性の有無の確認：邑・面の長

①対象農地（水田）の適格性の有無の確認

- ー申請農地（水田）の所在地、面積及び振興地域・非振興地域等の確認を行う。
- ・邑・面では先ず申請者の農地原簿と対象農地を対照・確認する。
- ・追加確認が必要な場合は登記簿謄本・土地台帳等の関連書類を照会・閲覧、村代表の確認書貼付、邑・面の長など関係公務員による直接現地実態調査等を行い確認する。
- *管内に親環境農業直払制度対象水田、各種開発事業予定地等がある場合は、関連の公簿及び関連部署への事実照会を行い確認する。
- ー実際の土地利用における水田か否か（実際の地目との一致）を確認する。
- ・農地原簿及び土地台帳等公簿上の地目、耕地整理の有無、振興地域の有無、連結地番との関連性などを参考にして実際に水田農業に利用されているか否かを判断し、必要に応じて現地確認を行う。
- ・前年度の土地利用状況（休耕、主な栽培作物等）、農地転用許可・協議・申告の有無などの関連書類を村代表等を通じて確認する。
- ー継続耕作期間の確認
- ・農地原簿の最初の作成日時、記録変更の日時、賃借期間等を先ず確認し、次いで住民登録の前・出入の日時、約定秋穀買上げ調書、総合土地税賦課台帳、村代表の確認書等を通じて確認する。

②申請者資格の有無の確認

- ー邑・面の長は農地原簿を基準にして申請者の自営、賃借、委託営農の有無などを確認し、必要に応じて村代表確認書、現地確認等を行い、総合的に申請者資格の有無を確認する。

③確認結果の市・郡・区への提出

- ー確認結果を「別紙、第4号書式」により、市・郡・区に3月20日までに提出する。
- *邑・面の長は確認結果を「別紙、第4号書式」により市・郡・区に提出し、対象農家別・筆別の内訳については電子ファイルなどを利用して別途提出する。

(エ) 支給対象の選定及び結果の通知

①選 定 時 期：5月末まで。

②支給対象の選定：市長・郡守・区庁長。

- ー市長・郡守・区庁長は所管の邑・面の長から提出された「水田農業直接支払補助金支給対象確認結果」に基づき、支給対象者名簿及び農地（水田）面積を確定する。

③選定結果の通知

- ー市長・郡守・区庁長は支給対象選定結果を「別紙、第5号書式」により村別・営農会別に一括して通知する。
- ・支給対象外になった申請者及び予備対象者に対しては、その理由を明示して別途通知する。
- ・「村協約履行表」（別紙、第6号書式）、事業説明書、親環境農業の説明文などを貼付して通知する。

―市長・郡守・区庁長は支給対象に選定された農業者別支給対象農地面積などを「別紙、第5号書式」により農産物品質管理院、農業技術センター、農業基盤公社など、関連機関に通知する。

＊支給対象者農地の筆別内訳は電子ファイル等を利用し、別途、関連機関に提供する。

④異議の申立及び訂正

―対象者の選定結果に異議のある者は釈明資料を貼付して、4月末までに邑・面の長に異議を申立てることができる。

―邑・面の長は異議申立の内容及び釈明資料を参考に対象適格性の有無、申請者資格の有無などを確認して、市長・郡守・区庁長に報告する。

―市長・郡守・区庁長は異議申立の内容に妥当性があると認定した場合は、変更内容を確定して申請者及び関連機関に通知し、妥当性がない場合にはその理由を明示して申請者に通知するなど、支給対象の選定手順に準じて処理する。

(3) 支給対象の変更

①農地の売買及び賃貸等、その他不回避の事由により変更事由が生じた場合は、「別紙、第2号書式」により村代表を経由して邑・面の長に変更申請を行う。

―変更申請は毎年、10月末までに行う。

②邑・面の長は変更申請された農地（水田）が支給対象農地（水田）か否か、申請者に経営委譲申請者資格が有るかどうか等を確認し、「別紙、第4号書式」により市長・郡守・区庁長に報告する。

③市長・郡守・区庁長は変更の可否を検討し、その結果を「別紙、第5号書式」により村代表、申請者及び関連機関に通知する。

④支給対象が変更された場合、当該農地の経営を譲り受ける者は、選定支給対象者の資格及び義務条件を継承する。

―この場合、補助金は支給確定時点（各施行年度の11月）の対象農地において農業経営を行う者であって、かつ、変更承認を受けた者に支給する。

(4) 対象者の管理

①水田農業直接支払補助金支給対象に選定された農地（水田）において支給要件が履行される場合、最初に選定された年度を含む事業施行期間中、継続して補助金を支給する。

②支給要件を履行しない農家に対しては制裁措置として、支給要件不履行の事由により補助金支給を中断し、当該年度を含むその後3年間、水田農業直接支払制度事業への参加を制限する。

イ. 支給要件

(1) 水田の形状及び公益機能の維持義務（必須義務）

①水田の形状維持

―圃場の水深を一定に保つよう、底（水田基盤）の傾斜度を平坦に維持する。

―水資源涵養等の公益機能を維持するため、湛水（水を溜めておくこと）が可能なように水田の周囲に畦畔を設けて維持・管理する。

②水田の公益機能の維持

―4月から10月までの期間中、2カ月以上湛水する。但し、日照り等不回避の事由による一時的な非湛水期間は湛水期間と見做す。

―水田の周辺に用・排水設備を設置・管理し、気象状態を勘案して適切な湛水量を調節する。

(2) 親環境的営農の実践義務（必須義務）

①肥料・農薬の適正使用

―肥料は土壌検査及び施肥指針に基づく適正施肥量に従うこと。適正施肥量の資料がない場合は

農業技術センター所長が推奨する使用量を遵守すること。

一農薬は保健福祉部長官が告示した農産物の農薬残留許容基準を超過せぬよう、散布時に「農薬安全使用基準」を遵守すること。

農 薬 安 全 使 用 基 準
●適用対象農作物及び該当病害虫に適した農薬を使用すること。
●使用時期、使用回数を守って使用すること。
●可能なかぎり毒性が低く、残留性が少ない農薬を選択すること。

※肥料・農薬の適正使用が遵守されているか否かについて、検査機関の土壌検査及び農産物残留農薬検査結果に基づく判定を受けなくてはならない。

②親環境農業関連教育の履修

一教育対象：水田農業直接支払補助金支給対象の農業者。

*水田農業直接支払補助金支給対象者は次の教育のうち、1つ以上履修すること。

一教育の種類

- ・冬季営農設計教育：農業技術センター。
- ・市長・郡守が認める親環境農業関連営農教育。
- ・村代表（里長等）による伝達教育。
- ・水田農業直接支払制度農業者特別教育：農業技術センター。

（対象：村代表その他による親環境教育を履修できなかった農業者。）

（3）親環境的活動実践の推奨事項（選択的義務）

①親環境的営農の実践

- 一土壌改良剤（ケイ酸、稲ワラ、石灰等）の施用。
- 一Green Cover Project（冬緑肥飼料栽培推進運動）など親環境農業実践への積極的参加。
- 一農家経営、農業資材使用状況など営農状況の記録。

②農村環境の育成等、親環境的活動の実践

- 一廃ビニール、農薬瓶などの回収及び処理。
- 一村周辺及び農道等に景観作物の栽培（花道造成等）。
- 一村内の魚類及び昆虫の保護活動。
- 一冬の鳥類のための餌の提供活動。
- 一水田に隣接した山すそ周辺の除草活動及び春の山火事予防活動。
- 一週末農場、市民農園などの開設及び運営。
- 一その他、村の生活環境改善のための団体活動。

③村協約の作成及び誠実な履行、履行表の作成・管理

- 一水田農業直接支払補助金の支給対象者は「別紙、第1号書式」の村協約に署名・捺印し、村協約に明示された内容を誠実に履行すること。
- 一村代表者は「別紙、第6号書式」の村協約履行表を作成・管理し、村協約に参加する支給対象者は履行表に明示された事項を積極的に実践すること。
- 一村代表及び構成員は履行表に明示された選択的義務事項中、最低3項以上を実践し、その内容を記録して毎年9月30日までに邑・面の長に提出すること。

ウ．履行の有無の点検（Monitoring）

（1）水田の形状及び公益機能の維持義務の履行の有無確認

- ①点検機関：農業基盤公社の市・郡支部。
- ②点検時期：田植え後（5～6月）又は生育管理（7～10月）期間中。主体的に決定する。
- ③点検方法
- 一水の管理（水利施設の維持管理）業務と並行して実施する。

- 一般管理地域，確認管理地域，重点管理地域に分類して点検する。
- 支給対象者名簿及び支給対象水田の地籍図面などを市・郡・区又は邑・面から確保し，主体的な点検計画を策定・施行する。
- 義務不履行の事例を発見した時は，村代表又は耕作者の確認書を入手すること。
- ④協力機関：市・郡・区，邑・面
 - 市・郡・区：現地調査用の地籍図面及び関連資料を提供する。
 - 邑・面：支給対象者の農地の筆別内訳（電子ファイルを含む）等の基礎資料を提供する。
- ⑤農業基盤公社の市・郡の支部は点検結果，義務不履行農家及び水田面積状況を10月末までに市長・郡守・区庁長に報告する。

（2）土壤検査及び残留農薬検査

（2－1）土壤検査

- ①主管機関：市・郡農業技術センター。
 - 市・郡農業技術センター所長は所管地域内の補助金支給対象水田面積，検査員数及び装備などを勘案し，農村振興庁長及び道農業技術院長が策定・通達した「土壤検査計画」に基づいて，市・郡の主体的な「水田土壤検査計画」を策定・施行する。
- ②土壤検査対象農地（水田）の標本選定
 - 市・郡別の土壤検査標本数は，農業技術センター所長が地域の実情を勘案しつつ「土壤検査細部施行指針」に基づいて決定する。
- ③土壤検査の方法
 - 細部の施行は「土壤検査細部施行指針」に基づいて実施する。
 - 1次土壤検査の結果，2成分以上が「水田土壤化学成分適正基準含有量」の条件を満たさない場合は重点管理対象にし，翌年，2次土壤検査を実施する。
 - 2次土壤検査は，重点管理対象となった農家に対し，播種前・収穫後に区分して検査を行う。
 - 2次検査の適合の可否は「土壤検査適合可否判定基準」によって判定し，非適合判定を受けた農家は制裁基準に基づいて措置する。
- ④水田土壤の化学成分適正基準含有量

区 分	有機物含有量 (g/kg)	有効リン酸含有量 (mg/kg)	置換性カリ含有量 (cmol/kg)
一般水田	11～30	170 以下	0.5 以下
干拓地の水田	11～25	140 以下	0.5 以下
石灰岩地帯の水田	11～40	170 以下	0.5 以下
特異酸性水田	20～40	170 以下	0.5 以下

注：有効リン酸は Lancaster 法による分析結果を適用する。

⑤土壤検査の適合の可否判定基準

- 「水田土壤化学成分適正基準含有量」の範囲内（1次土壤検査）： 適 合

—土壤化学成分の適正範囲を超えている状態からの変化（2次土壤検査）

区 分	判 定
収穫後の土壤化学成分 ≤ 播種（田植え）前の土壤化学成分	適 合
収穫後の土壤化学成分 > 播種（田植え）前の土壤化学成分	非適合

—土壤化学成分の適正範囲に達しない状態からの変化（2次土壤検査）

区 分	判 定
収穫後の土壤化学成分 > 播種（田植え）前の土壤化学成分	適 合
収穫後の土壤化学成分 ≤ 播種（田植え）前の土壤化学成分	非適合

- ⑥市・郡農業技術センター所長は1次非適合（重点管理），2次非適合（警告）農家の名簿を10月末までに市長・郡守・区庁長に報告する。
- －検査結果を「1次非適合（重点管理），2次非適合（警告）」等と表示し，非適合判定を受けた農家名簿を報告する（適合した場合は報告の要なし）。
- ※土壌検査の詳細については，現在推進している土壌検査実態調査結果に基づき修正・補完する。

（2－2）残留農薬検査

- ①主管機関：国立農産物品質管理院 市・郡出張所
- －国立農産物品質管理院の市・郡出張所長（以下「出張所長」）は国立農産物品質管理院長が策定・通達した「残留農薬検査計画」に基づいて，主体的に「市・郡別残留農薬検査計画」を策定・施行する。
- ②残留農薬検査対象農地（水田）の選定
- －簡易属性分析の方法は，支給対象地域の実情を勘案しつつ，国立農産物品質管理院長が通達した「残留農薬検査細部施行指針」に基づいて，出張所長が決定する。
- －標本は村別・農家別に偏りなく分布するよう選定する。
- ③残留農薬の検査方法
- －市・郡出張所の自主計画により作物収穫期に試料を収集する（10月～11月）。
- －最初に簡易属性検査を実施する。
- －簡易属性検査の結果，阻害率が50%以上のケースに該当する標本に対して2次精密分析を実施し，精密分析の結果「非適合」判定を受けた場合には市長・郡守・区庁長に通報し，制裁措置を講じる。
- ④残留農薬検査結果の判定基準
- －属性分析判定基準
- | 阻害率 (%) | 結 果 の 判 定 |
|-----------|-------------------------------------|
| 20% 未満 | 残留農薬基準値以下で農薬が残留 : 適 合 |
| 20～50% 未満 | 残留農薬基準値以下だが許容基準に近接 : 適 合 |
| 50% 以上 | 残留農薬基準値以上に農薬が残留している可能性が非常に大きい：要精密分析 |
- －精密分析基準
- ・保健福祉部が定めた「農産物中の農薬残留許容基準」を適用し，農薬の残留が同許容基準値以上の場合には「非適合」と判定する。
- ⑤出張所長は残留農薬検査の完了後1週間以内（11月末まで）に集計し，適合可否判定農家名簿を該当する市長・郡守・区庁長に報告する。
- ※「残留農薬検査細部施行指針」については，国立農産物品質管理院が別途通達する。

（3）親環境関連教育の履修の確認

- ①主管機関：市・郡農業技術センター。
- ②教育履修の確認方法
- －市・郡・区は選定された対象者名簿を市・郡農業技術センターに連絡し，市・郡農業技術センターは名簿に基づいて対象者別教育履修状況を管理する。
- －冬季営農設計教育など市・郡農業技術センターが実施する教育の履修者名簿は，該当センターにおいて自主管理する。
- －村代表による伝達教育履修者の確認は，村協約履行表を確認したり，村代表から教育履修者名簿を確保することにより行う。
- －その他の関連教育履修者については，当該履修記録（教育確認書等）をセンターに提出する。
- ③市・郡農業技術センター所長は教育研修を受けない農家名簿を10月末までに市長・郡守・区庁長に報告する。
- ※「水田農業直接支払制度農業者教育施行指針」については，農村振興庁が別途通達する。

6. 事業検査及び事業費精算

ア. 支給要件の履行有無の確定

- ①市長・郡守・区庁長は各機関別の点検結果報告に基づき、支給対象者別（名簿・水田面積・要件）に履行の有無を確定する。
- ②支給要件別履行有無判定の主管機関
 - －水田の形状及び公益機能の維持（履行，不履行）：農業基盤公社の市・郡支部
 - －土壌検査・残留農薬検査（適合，非適合）：市・郡農業技術センター，国立農産物品質管理院の市・郡出張所
 - －親環境農業教育研修（履修，不履修）：市・郡農業技術センター

イ. 補助金支給

- ①市長・郡守・区庁長は補助金算定基準及び制裁基準に基づいて支給額を決定し、農家別に支給する。
- ②補助金の算定基準
 - －補助金は対象面積に比例して算出する。
 - ・農業振興地域：25 万ウォン/ha (25 ウォン/m²)
 - ・農業振興地域外：20 万ウォン/ha (20 ウォン/m²)
 - ＊算出結果の 10 ウォン単位未満は切り捨て。
 - ※補助金支給単価は 2001 年予算案の国会審議の過程で，多少変更できる。
- ③補助金支給方式
 - －農家別補助金算定額が 5 万ウォン未満の農家に対しては 5 万ウォン支給する（最小支給額）。
 - －補助金の算定対象は 1 農家当たり 2 ha までとする（支給上限面積）。
 - ＊支給上限を超過する面積については，農家別補助金額算定から除外する。
 - －農家別補助金は申請時に提出した口座に全額入金処理する。
 - ＊農協，郵便局，一般金融機関に入金処理する。但し，手数料が発生しないよう留意して入金処理を行う。

ウ. 支給要件不履行の場合の制裁基準

支 給 要 件		点検結果	制 裁 基 準
水田の形状及び公益機能の維持		不履行	・1 次：警告及び減額支給 －不履行面積に該当する金額分を減額 ・2 次：補助金の支給中止
親環境的営農実践	土壌検査	非適合	・1 次：重点管理 ・2 次：警告 ・3 次：補助金の支給中止
	残留農薬検査	非適合	・1 次：警告 ・2 次：補助金の支給中止

エ. 補助金の支給手順

- ①市長・郡守・区庁長は水田農業直接支払補助金を，市・郡・区の予算編成時に地方財政法等関連法令及び予算編成指針で定めた範囲内において，執行上の便宜を考慮し，報償金等適切な予算項目を設けて執行する。
- ②市長・郡守・区庁長は支給対象者別に支給金額を確定し，申請時に提示された入金口座に当該補助金を全額入金処理する。
- ③詐欺その他の不正な方法により補助金を受けたことが明らかになった場合には，直ちに補助金

支給を中止し、当該事由が発生した期間中に既に支給した補助金を回収する（返還させる）とともに、当該農業者に対してその後の水田農業直接支払制度事業への参加を制限する。

オ. 報 告

○市長・郡守・区庁長は次の事項を「別紙、第7号書式」により、市・道知事及び農林部長官に報告する。

－支給対象の選定結果報告：各施行年度の5月末まで。

－補助金支給結果報告：各事業施行の次年度の1月末まで。

7. 2002 年度事業申請及び事業対象者選定の案内

ア. 申請書提出機関：邑・面・洞

イ. 申請対象農地：1998年から2000年まで水田農業に利用された農地。

ウ. 申 請 者 格：対象農地で農業経営する者であって、水田の形状及び公益機能の維持等支給要件を履行しようとする者。

＊2001年度に支給対象者に選定された農業者は、選定内容に変更があった場合にのみ自主申請し、変動のない場合には省略できる。

エ. 申 請 手 順：申請者は申請書を作成し、必要な書類を貼付して、村代表を通じて邑・面・洞に提出する。

オ. 具備すべき書類

－水田農業直接支払補助金支給約定（変更）申請書

－農地原簿など耕作者・水田農業履行の有無などが確認できる書類

8. 附属資料

- ・「別紙、第1号書式」：水田の公益機能保全のための管理協約 (訳省略)
- ・「別紙、第2号書式」：水田農業直接支払補助金支給約定（変更）申請書 (訳省略)
- ・「別紙、第3号書式」：農地利用及び耕作現況確認書 (訳省略)
- ・「別紙、第4号書式」：水田農業直接支払補助金支給対象（変更）確認結果 (訳省略)
- ・「別紙、第5号書式」：水田農業直接支払補助金支給対象者選定（変更）通知書 (訳省略)
- ・「別紙、第6号書式」：村協約履行表（2000年） (訳省略)
- ・「別紙、第7号書式」：水田農業直接支払制度対象選定（補助金支給）結果報告 (訳省略)

親環境農業育成政策（2000年度・2001年度）（仮訳：足立恭一郎）		
親環境農業の 目標と基本方 向	1. 親環境農業の概念	①農業と環境を調和させ、農業生産を持続可能な形にする農業形態であって、農業生産の経済性の確保、環境保全及び農産物の安全性等を同時に追求する農業。 ②化学合成農薬、化学肥料など化学投入財の使用を最大限削減し、資源のリサイクルを可能にし、地域の資源と環境を保全しながら、長期的には一定の生産性と収益性を確保して安全な食品を生産する農業。 ③親環境農業の基本パラダイムは、短期ではなく長期的な利益追求、開発と環境の調和、単作中心ではなく循環的総合的な農業体系、生態系メカニズムを活用する高度な農業技術に置かれている。 ④有機農業等の特殊農業だけではなく、病虫害総合管理（IPM）、作物養分総合管理（INM）、天敵と生物学的技術の統合利用、輪作等の土の生命力を培養すると同時に農業環境を持続的に保全する、あらゆる形態の農業を含んでいる。
	☆ 推進背景	☆ これまでの増産中心の高投入農法に依存した結果、農業環境が悪化し、持続可能な農業生産を脅かしている。 ☆ 化学肥料に過剰依存する施設栽培地域、二毛作地域など、一部地域において塩類集積、硝酸・カリ含有量の増加など、土壌養分の不均衡を招来している。 ☆ 農薬の過剰使用によって土壌微生物や天敵の減少（生態系の攪乱）、水質汚染及び農産物への農薬残留問題などを引き起こしている。 ☆ 国際的に「農業－環境－貿易の連関」に対する関心が高まっている。 ☆ →CODEX：国際規格制定（'99年7月：有機農産物、2001.5：有機畜産物） ☆ →OECD：農業環境指標を開発して各国の農業政策を評価する計画 ☆ ⇒韓国対応：'97年「親環境農業育成法」制定 ☆ '98年「親環境農業元年」宣布 ☆ '99年「親環境農業直接支払制度」導入 ☆ '01年「親環境農業育成5ヵ年計画」策定、「水田農業直接支払制度」導入 ☆ 環境保全及び食品安全に対する国民の関心の向上に積極的に対応する必要がある。
	☆ 現況	☆ ①農薬の使用量 ☆ →我が国の農業使用量はOECD参加国の中で高水準 ☆ 1996年（kg/ha）：日本19.3、伊15.3、ベルギー13.5、韓国11.5、仏5.0、米国2.0 ☆ →農薬使用総量（1000t）：'80年16.1、'93年26.0、'98年22.1、'99年25.8 ☆ ②化学肥料の使用量 ☆ →化学肥料使用総量（1000t）：'80年828、'93年974、'97年882、'99年842 ☆ 単位面積当たり（kg/ha）：'80年285、'93年424、'97年421、'99年398 ☆ ※作物別標準施肥量に基づく「適正使用量」は年間614（1000t）と推計されている。 ☆ ③畜産糞尿の発生及び処理 ☆ 1991年から「畜産糞尿処理施設資金」を支援しているが、小規模畜産家は糞尿処理に対する意識が低い。 ☆ →畜産糞尿発生量（100万t）：'80年35.8、'93年39.1、'97年45.7、'99年48.0 ☆ 糞尿処理施設設置率（％）：'92年60、'97年89、'99年92 ☆ 畜産糞尿資源化率（％）：'92年19、'97年80、'99年86 ☆ 畜産糞尿流出率（％）：'92年17.6、'97年11.4、'99年8.5
	2. 政策目標：環境と農業の調和（保全と利用の調和）	・農業生産の持続性の維持。 ・国民健康のための安全な農産物の生産・供給。 ・親環境農業の普及・定着。 ・親環境農業に対する国際協力の強化。
主要推進計画	3. 親環境農業政策の基本方向	・農業の環境保全機能など公益的機能の極大化を図り、農業を環境浄化産業として発展させる。 ・農業の資源である土壌を健全に維持・保全する持続的な農業を推進する。 ・国民健康のための安全な農産物の生産・供給体制を確立する。 ・農業副産物など天然資源をリサイクルし、環境及び農業体質の改善を図る。 ・親環境農業実践農家を育成・支援し、親環境農業の普及を図る。
	1. 目標	・2004年までに化学肥料・農薬を「対1998年比」で30％削減する。 （2000年10％→2001年10％→2002年5％→2003年5％削減） ・2002年までに親環境農産物の生産量のシェアを3.0％に拡大する。 （2000年1.5％→2001年2.5％→2002年3.0％） ☆ 2005年までに化学肥料・農薬の使用量を30％削減する。 ☆ 2005年までに親環境農産物の生産量を5％に拡大する。
	2. 推進方向	・化学肥料及び農薬の使用削減運動を積極的に展開する。 ・緑野育成運動、農産副産物リサイクル等を通じた有機物資源の増産を図る。 ・親環境農業実践農家を育成・支援する。 ・親環境農産物の流通活性化により消費拡大を図る。 ・地方自治体（市、郡、邑、面）における親環境農業推進体制を強化する。
	3. INM実践による化学肥料使用削減の推進 （Integrated Nutrient Management：作物養分総合管理）	・精密土壌検査の拡大実施により、農家別適量施肥指導を強化する。 ・ビニールハウスなど塩類集積懸念地に対して、土壌検査を集中指導する。 ・政府支援事業対象地域に対して、土壌検査を優先的に実施する。 ・農家に対する化学肥料使用量10％削減の指導・啓発・広報等を強化する（2001年度）。 ・地方自治体別、農家別の削減目標を設定する。 ・農協に対する「化学肥料適量販売指導」を強化する。 ・環境親和型肥料の供給拡大を図る。 ☆ 全国の市・郡農業技術センター（147カ所）で精密土壌検査を実施する。 ☆ →土壌検査件数（1000件）：2000年196、2001年197 ☆ 農協の土壌診断センターを拡大・設置して適正施肥指導を生産者に徹底させる。 ☆ →土壌診断センター：2000年116カ所、2001年216カ所 ☆ 土壌検査件数（1000件）：2000年30、2001年120

	☆・環境親和的な肥料及び有機質肥料の供給拡大を図る。 ☆→供給量(1000t):2000年1,073,2001年1,210 ☆※有機質肥料価格の25%を生産者に補助する:予算175億ウォン
4. I P M実践による農薬使用削減の推進 (Integrated Pest Management : 病害虫総合管理)	・病害虫発生予察及び広報体制を強化する。 ・作物別農薬使用策減計画を推進する。 →雨除け栽培,天敵利用など農薬削減方法の導入誘導(地域特別事業として推進)。リンゴ,柑橘類,桃など主要果樹類,野菜類に対する農家別農薬使用10%削減運動の展開(農村振興庁・農協),作物別農薬使用削減方法に関する広報用パンフレットの作製・配布(農村振興庁・農協)。 ・除草剤等,農薬使用削減のための親環境農業を推進する。 →紙マルチ,ビニールマルチ栽培,アイガモ農法等の実践誘導(地域特別事業として推進)。農民に対する「農薬安全使用基準遵守教育」の拡大(99年実績:研修修了:約64万3000人,2000年計画:70万人)。 ☆・病害虫精密予察を通じて適期防除の推進を強化する。 ☆→稲作農業観察区1,359カ所,予察区200カ所を設置して病害虫精密予察を行う ☆・農薬安全使用基準遵守教育の強化:毎年70万人規模。 ☆・親環境農業試験村をIPM実践技術の普及・教育の場として活用する(2001年16カ所)。
5. 土壌改良事業の継続的推進	・99年と同様,珪酸5年1周期,石灰6年1周期として必要量を供給し,土壌改良事業を推進する。 →供給量:63万2200トン(予算額:339億7100万ウォン) ・客土事業を前年に引き続き実施する。 →1万ha(140億ウォン) ☆・珪酸4年1周期,石灰5年1周期として必要量を供給し,土壌改良事業を推進する ☆→供給量:78万トン(予算額:525億3000万ウォン:2001年度) ☆・水田客土事業を前年に引き続き実施する。 ☆→8,000ha(106億ウォン:融資) ☆支援単価:一般田客土120万ウォン/ha ☆低湿田客土220万ウォン/ha
6. 冬季緑野育成及び夏季堆肥増産運動の推進体制の強化	・目標面積の拡大:3万ha(99年計画の8000haに対して約3.8倍)。 ・種子供給計画に対する広報強化により,農協経由の一括購入・適期申請を誘導する。 ・有機資源確保のための緑肥作物栽培の拡大を図る。 →レンゲ,ヘアリーベッチ,ライ麦に対する種子代支援(2000年地域特別事業に反映)。所要種子が適期に確保できるよう,地方自治体別推進計画を策定(2~6月)。 ・面積確保の方法 →親環境農業直接支払制度の参加農家に対する緑肥作物栽培の奨励(栽培者には直接支払のための遵守義務の一部を免除)。生産物利用のための畜産農家との連携の強化。邑・面単位の限界地農業と畜産農家との連携体制の整備等。 ☆・'98年から冬季遊休・休閑地を利用した緑肥・粗飼料供給のための「冬季緑野育成事業」及び山野草等を利用した「夏季堆肥増産運動」を推進している。 ☆→冬季緑野育成実績(1000ha):'98年4,'99年8,'00年46 ☆夏季堆肥増産実績(100万t):'98年11,'99年11,'00年13 ☆※推進目標:冬季緑野育成(1000ha):2005年までに144 ☆夏季堆肥増産(100万t):2005年までに15
7. 家畜糞尿の資源化	・畜糞堆肥,液肥等の資源化拡充のための畜産糞尿処理施設,老朽施設補修に要する資金を支援する。 →畜産糞尿資源化のため,畜産農家に施設資金等を継続支援する。 99年度:4,686ヶ所870億ウォン→2000年度:3,000ヶ所562億ウォン - 支援比率:99年度:事業費の80%(補助50%,融資30%) 2000年度:事業費の100%(補助30%,融資70%) - 上水源保護区域の畜産農家に対し,畜産処理施設資金を優先的に支援する。 ・畜糞堆肥等の需要拡大のための販売差損支援の拡大及び品質管理を強化する。 →農協取扱の畜糞堆肥(副産物肥料)の価格差損の補填を拡大する。 99年度:40万トン140億ウォン→2000年度:50万トン175億ウォン →不良畜糞堆肥等の流通監視を強化するため,市・郡農業技術センター,農協,畜産協同組合に告発窓口を開設・運営させる。 ・安定した堆肥化のためのオガクズ等,水分調整材の供給を拡大。その他副資材等の開発を推進する。 →「命の森を育てる」事業で収集した間伐材等を活用したオガクズ生産の拡大。(オガクズ製造機の供給:99年度:11台11億ウォン→2000年度:6台6億ウォン) ☆・畜糞堆肥など畜産糞尿資源化(堆肥化,液肥化)施設の拡充・建設を支援する。 ☆→畜産糞尿処理施設支援実績('91~'00):71,496農家,8,461億ウォン ☆※目標:2005年までに環境規制対象地域において処理施設を100%設置する。 ☆2005年までに堆肥化,液肥化等,畜産糞尿の資源化を90%にする。
8. 親環境農業育成支援態勢の改善	①親環境農業生産者への直接支払(直接所得補償)を引続き行う。 ・第1期事業:1999~2001年度 ・10,572ha57億3100万ウォン:ha当たり52万4,000ウォン。支給上限:5ha/戸。 ・アイガモ農法,珪酸質肥料,緑肥作物栽培など,親環境農業実践農家に対する土壌及び残留農薬検査を免除する。 ・直接支払の受給資格を「個人」から「5名以上で組織する作目班」に変更し,かつ,個別農業者に対する指導・検査を,作目班など生産組織代表者への指導に転換する。 ☆・2001年度も同一地域において継続

	②親環境農業試験村（モデル村）を設置する。 ・第1期事業：1999～2001年度。対象：稲作集団栽培地域、16カ所。 ・目的：INM、IPM技術普及のための教育訓練費用、親環境農業資材等の補助。 ・支援：16カ所、7億3,000万ウォン／年（補助単価：4,540万ウォン／カ所） ・地力増進のため、稲藁又は珪酸施用、客土、飼料緑肥作物栽培、地力培養事業等を義務化。事業評価の結果、実践が不十分な村については支援対象から除外する。 ☆ ・2001年度も同一地域において継続 ③親環境農業地区を設置する（9ヶ所、40億ウォン）。 ・上水源保護区域を中心に農業、化学肥料、畜産糞尿など汚染源を軽減し、土壌、水など農業環境を維持・改善するために必要な施設・装備に対して補助する。 ・地区当たりの支援単価：4～8億ウォン（重点地区は20億ウォン）。 ・親環境農業団体によるコンサルティング支援が行えるよう制度を改善する。 ・農林部、農村振興庁、農協、親環境農業団体等で技術支援団を編成し、巡回指導を行う。 ☆ ・支援実績（'98～2000年度）：18カ所、280億ウォン ☆ ・2001年度計画：10カ所、100億ウォン（国庫負担40%、地方負担40%、自己負担20%） ④中小農の高品質農産物生産を支援する（40ヶ所、60億ウォン） （※足立解説：1992年度から実施されていた「中小農支援対策」を1995年度より有機・自然その他の農法と関わらせて「中小農高品質農産物生産支援」事業と改称。さらに、2001年度からは「親環境家族農団地造成」事業と改称されている。） ・親環境農産物を高品質農産物として差別化し、所得を高められるように支援する。 ・上水源保護区域、中山間地を中心とするが、親環境農業を実践するその他の地域の中小農家（2ha以下）10戸以上で構成される「家族農団地」に対して以下のような支援を行う。 →共同施設建設補助：木材破砕機、堆肥散布器、有機資源生産施設、同運搬車両、直売所等 - 個別施設建設補助：環境親和型ハウス・雨よけ施設、環境親和型畜舎等 ・補助：1団地当たり2億5,000万ウォン（国庫補助20%、地方20%、融資40%、自己負担20%） ・融資条件：年利5%、3年据え置き、7年償還 ☆ ・事業実績（'95～2000年度）：500カ所、1,250億ウォン ☆ ・2001年度計画：30カ所、75億ウォン ☆ 水田農業直接支払制度 ☆ ・目的：WTO農業協定における基本的な許容政策である直接支払制度を水田農業に導入することにより、農家所得の安定を図り、洪水防止・景観維持など水田の持つ公益的機能を保全し、肥料・農業の適正使用など親環境的営農の普及を誘導し、もって国土環境保全及び安全な農産物の生産を奨励する。 ☆ ・要件：①過去3年間（'98～2000年）水田農業に利用され、2001年度も水田農業を行う農地。 ☆ ②親環境的営農：必須義務 ☆ ・水田とは「水田の形状と機能を維持する農地」であり、稲、水セリ、い草、レンコンなど、水田で栽培される作物生産が含まれる。 ☆ ・支給額：農業振興地域内の水田 25万ウォン／ha （58万ha） ☆ 農業振興地域外の水田 20万ウォン／ha （31万ha） ☆ 支給上限：2ha／戸 ☆ ・対象外：0.1ha（300坪）未満の経営、株式会社形態の農業法人、親環境農業直接支払の対象農地 ☆ ・総事業費：約2,100億ウォン
9. 親環境農産物流通支援の拡大	①親環境農産物の品質管理の強化を通じ、消費者の信頼向上を図る。 ・「環境農業育成法」に基づく表示申告制と、「農水産物品質管理法」に基づく品質認証制を統合し、制度の簡素化を図る。 ☆ ・「親環境農業育成法」（2001年1月26日改正）に基づき、「親環境農産物認証制度」に一元化。 ②親環境農産物の生産拡大を推進する（現在0.8%→1.5%に） ・直接支払制度参加農家の生産物の販路拡大対策を講じる。 ・周年安定供給を実現するため、生産団地の規模拡大を誘導する。 ・アイガモ米、アイガモ肉の消費促進対策を講じる。 ☆ ・親環境農業育成施策推進の結果、2000年末の親環境農産物の生産量は約30万トン（農産物全体の約1.5%）に増加。2005年までに5%（2001年は2%）を目指す。 ☆ 一親環境農業の実践農家数：'98年 13、'99年 16、2000年 19 （1000戸） ☆ 親環境農産物の生産量：'98年180、'99年260、2000年305 （1000トン） ③親環境農産物の「直接取引」資金支援等を拡大する。 ・親環境農業団体、消費者団体に「直接取引資金及び物流施設費」支援及び産地と消費地をつなぐ会員制親環境農産物流通を支援する。 （99年度：45億ウォン →2000年度：58億ウォン） ☆ ・親環境農業団体直接取引資金支援の拡大：64億ウォン ☆ 消費地物流施設開設資金支援：16億ウォン ④親環境農産物の販売活性化対策を推進する。 ・親環境農産物価格の適正水準への引下げによる消費誘導効果を理解させる。（慣行農産物との価格差が10～30%になるよう関連団体を説得・誘導する） ・スーパー、チェーン店、デパート、流通センター等に親環境農産物専門販売コーナーを設置するように誘導する。 ・離乳食など加工食品への親環境農産物の使用拡大を推進する。 ・総合病院、学校給食等、大量消費需要を発掘し、生産者団体等との直取引など連携強化を図る。 ・親環境農産物の物流施設等への支援を拡充する。 （99年度：5ヶ所、14億9800万ウォン →2000年度：10ヶ所、20億ウォン） ☆ ・農協ハナロ・クラブなど大型農産物流通センターに「親環境農産物販売コーナー」の設置拡大 ☆ 一農協販売場内に親環境農産物販売コーナー設置拡大（90カ所）

今後の重点推進計画		⑤消費者への広報を強化する。 ・親環境農産物品評会、特売、試食会等、親環境農産物の展示販売行事を開催する。（「農業団体・消費者団体・政府（行政）」の共催事業と連携）。 ・農協、消費者団体及び親環境農業団体の主導により、都市消費者を招いて生産現場見学等の交流事業を行う（農・消・政の共催事業と連携）。 ・インターネットを活用し、親環境農産物の電子商取引を導入・推進する。
	10. 親環境農業制度改善及び国際協力のための基盤構築	①先進国の親環境農業制度を調査する。 ②親環境農業育成のための諸事業による環境改善寄与度などの調査・モニタリング、及び政策へのフィードバック・システム等を確立する。 ③国際環境協約及び主要国提案の動向に対する早期情報収集体制を確立し、国際議論に積極的に対応する。
	1. 親環境農業標準技術体系の確立及び普及推進	・農業者が容易に実践できる主要作物別親環境農業標準技術を開発・普及する体勢を確立する。 →IPM・INMを活用した低投入農法技術を定型化して農家に普及。有機栽培、無農薬栽培のための標準技術の開発・普及を推進する。
	2. 親環境営農方式の普及のための支援及び教育の強化	・2001年度から導入される水田農業直接支払制度を親環境農業と連携することにより、親環境営農方式を韓国農業全体に広範囲に実践されるよう誘導する。 ・親環境農業技術を実践する当為性に対する認識を深めるため、農業者教育を強化する。 →長期的には、OECD会員国などが実践しているレベルまで化学資材の使用削減を誘導する。 ☆ 親環境農業育成事業参加農家に対して「環境記帳」履行義務を附与する。
	3. 民間の環境親和的な実践運動の支援	・親環境農業を普及・発展させるため、政府主導下の育成事業に対し、生産者及び生産団体など民間の積極的かつ自発的な参加を誘導する。 ・農業者、生産団体等の先駆的な親環境農業の実践を汎国民運動として発展・拡大させるため、政府は行政及び予算側面においてそれらを支援する。 →郷土の水を守る運動、堆肥増産運動など民間次元の運動の盛り上げを全国に普及させる。
	4. 「農・消・政」協力事業の拡大による親環境農業実践農家と消費者との“共感”形成	・生産者は高品質で安全な農産物の生産等、消費者ニーズに合った環境親和的な農業に転換する。 ・消費者は安全性に優れた農産物の消費を通じた愛農運動として、農業・農村に対する認識を深める。
	5. 親環境農産物に対する信頼度の向上	・親環境農産物生産者（団体）の自律的規制等による自主品質管理を強化する。 ・品質認証及び表示申告親環境農産物に対する農産物品質管理院の指導・取締を強化する。 ・親環境農産物品質認証及び表示申告制に対する広報活動を強化する。 →テレビ、新聞などマスメディアを活用した広報。ブランド化による消費者の信頼確保及び商品差別化を誘導する。

注： ☆印を附した項目は2001年度に新たに加わった部分、無印は2000年度の記述である。

資料： 2000年度は韓国農林部(http://www.maf.go.kr/envir/envir_02_02.htm)。

2001年度は韓国農林部(http://www.maf.go.kr/envir/envir_policy.htm)。

平成 14 年 5 月 31 日

印刷・発行

農 林 水 産 政 策 研 究 所 第1号
ディスカッションペーパー

資料でたどる韓国の親環境農業政策

—— UR 農業合意後の展開 ——

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所
地域振興政策部

〒 114-0024 東京都北区西ヶ原 2 丁目 2-1

電 話 東 京 (0 3) 3 9 1 0 - 3 9 4 6

FAX (0 3) 3 9 4 0 - 0 2 3 2
